

令和 6 年度

光市地域防災計画修正（案）

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第1編 総則 第1章 計画の方針 第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び住民・事業所のとるべき措置	57	2	・関係機関の見直しによるもの (組織改編に伴うもの)
修 正 内 容			
第8項 管内の公共的団体			
機 関 名	所 掌 事 項		
<u>山口県農業協同組合周南統括本部</u> <u>山口県農業協同組合南すおう統括本部</u> 周 南 農 業 協 同 組 合 南 す お う 農 業 協 同 組 合	被災者への融資のあっせん、資金の導入並びに生産資材生活用物資の確保、協力に関すること。		
山口県漁業協同組合光支店	被災者への融資のあっせん、資金の導入、海難の際の救助の協力に関すること。		
中国ジェイアールバス株式会社 西日本バスネットサービス株式会社	1 旅客の安全確保に関すること。 2 救助物資、避難者の輸送の協力に関すること。		
光 商 工 会 議 所 会 大 和 商 工 会	生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。		
大 和 町 建 設 業 協 同 組 合	災害応急工事実施の際の機械、作業員等の調達協力に関すること。		
光 市 管 工 事 協 同 組 合	災害応急工事実施の際の機械、作業員等の調達協力に関すること。		
光 市 社 会 福 祉 協 議 会	市が行う災害救助活動及び保健衛生活動への協力に関すること。		
光 市 医 師 会 光 市 歯 科 医 師 会 光 市 薬 剤 師 会	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容並びに看護に関すること。		

項 目		頁	行	修正の理由																																																																																														
基本計画編		59	11～ 16 表	・時点修正（企画調整課）																																																																																														
第 1 編 総則																																																																																																		
第 2 章 防災面から見た光市の概況																																																																																																		
第 2 節 社会的条件																																																																																																		
修 正 内 容																																																																																																		
第 2 節 社会的条件																																																																																																		
第 1 項 人 口																																																																																																		
<u>令和 2 平成 27</u>年における本市の総人口は <u>49, 798</u>51, 639人で、昭和 60 年以降、減少傾向が続いている。 年齢別人口をみると、年少人口（0～14 歳）は昭和 60 年以降、減少傾向が続いており、生産年齢人口（15～64 歳）においても平成 2 年をピークに減少傾向が続いている。その一方で、老年人口は増加傾向が続き、<u>令和 2 平成 27</u>年における高齢化率は <u>36. 233. 7</u>%となっている。 一方、世帯数は増加傾向が続いており、世帯当たり人員が昭和 60 年の 3. 30 人から<u>令和 2 平成 27</u>年には <u>2. 322. 45</u>人と、核家族化が進んでいる。 女性の社会参加、また核家族化と高齢化が進むなど、家族の介護力の低下が懸念される。また、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、在宅の要配慮者対策を推進する必要がある。資料：「国勢調査」（平成 12 年以前は、旧光市、旧大和町の合計値）。																																																																																																		
<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th><u>平成 2 年</u></th><th>平成 7 年</th><th>平成 12 年</th><th>平成 17 年</th><th>平成 22 年</th><th>平成 27 年</th><th><u>令和 2 年</u></th></tr><tr><td colspan="2">総 人 口</td><td><u>56, 410</u></td><td>55, 408</td><td>54, 680</td><td>53, 971</td><td>53, 004</td><td>51, 369</td><td><u>49, 798</u></td></tr><tr><td rowspan="5">年 齢 別 人 口</td><td>年少人口</td><td><u>40, 041</u></td><td>8, 477</td><td>7, 854</td><td>7, 717</td><td>7, 188</td><td>6, 370</td><td><u>5, 702</u></td></tr><tr><td>（構成比）</td><td><u>（17. 7%）</u></td><td>（15. 3%）</td><td>（14. 4%）</td><td>（14. 3%）</td><td>（13. 6%）</td><td>（12. 4%）</td><td><u>（11. 6%）</u></td></tr><tr><td>生産年齢人口</td><td><u>38, 287</u></td><td>37, 495</td><td>35, 962</td><td>33, 838</td><td>30, 682</td><td>27, 617</td><td><u>25, 763</u></td></tr><tr><td>（構成比）</td><td><u>（67. 9%）</u></td><td>（67. 7%）</td><td>（65. 8%）</td><td>（62. 7%）</td><td>（57. 9%）</td><td>（53. 9%）</td><td><u>（52. 3%）</u></td></tr><tr><td>老年人口</td><td><u>8, 106</u></td><td>9, 436</td><td>10, 864</td><td>12, 416</td><td>15, 080</td><td>17, 289</td><td><u>17, 834</u></td></tr><tr><td>（構成比）</td><td><u>（14. 4%）</u></td><td>（17. 0%）</td><td>（19. 9%）</td><td>（23. 0%）</td><td>（28. 5%）</td><td>（33. 7%）</td><td><u>（36. 2%）</u></td></tr><tr><td colspan="2">不詳</td><td>=</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>54</td><td>93</td><td><u>499</u></td></tr><tr><td colspan="2">総 世 帯 数</td><td><u>48, 154</u></td><td>19, 130</td><td>19, 992</td><td>20, 519</td><td>20, 913</td><td>20, 953</td><td><u>21, 439</u></td></tr><tr><td colspan="2">世帯当たり人員</td><td><u>3. 41</u></td><td>2. 90</td><td>2. 74</td><td>2. 63</td><td>2. 53</td><td>2. 45</td><td><u>2. 32</u></td></tr></table>					区 分		<u>平成 2 年</u>	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	<u>令和 2 年</u>	総 人 口		<u>56, 410</u>	55, 408	54, 680	53, 971	53, 004	51, 369	<u>49, 798</u>	年 齢 別 人 口	年少人口	<u>40, 041</u>	8, 477	7, 854	7, 717	7, 188	6, 370	<u>5, 702</u>	（構成比）	<u>（17. 7%）</u>	（15. 3%）	（14. 4%）	（14. 3%）	（13. 6%）	（12. 4%）	<u>（11. 6%）</u>	生産年齢人口	<u>38, 287</u>	37, 495	35, 962	33, 838	30, 682	27, 617	<u>25, 763</u>	（構成比）	<u>（67. 9%）</u>	（67. 7%）	（65. 8%）	（62. 7%）	（57. 9%）	（53. 9%）	<u>（52. 3%）</u>	老年人口	<u>8, 106</u>	9, 436	10, 864	12, 416	15, 080	17, 289	<u>17, 834</u>	（構成比）	<u>（14. 4%）</u>	（17. 0%）	（19. 9%）	（23. 0%）	（28. 5%）	（33. 7%）	<u>（36. 2%）</u>	不詳		=	-	-	-	54	93	<u>499</u>	総 世 帯 数		<u>48, 154</u>	19, 130	19, 992	20, 519	20, 913	20, 953	<u>21, 439</u>	世帯当たり人員		<u>3. 41</u>	2. 90	2. 74	2. 63	2. 53	2. 45	<u>2. 32</u>
区 分		<u>平成 2 年</u>	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	<u>令和 2 年</u>																																																																																										
総 人 口		<u>56, 410</u>	55, 408	54, 680	53, 971	53, 004	51, 369	<u>49, 798</u>																																																																																										
年 齢 別 人 口	年少人口	<u>40, 041</u>	8, 477	7, 854	7, 717	7, 188	6, 370	<u>5, 702</u>																																																																																										
	（構成比）	<u>（17. 7%）</u>	（15. 3%）	（14. 4%）	（14. 3%）	（13. 6%）	（12. 4%）	<u>（11. 6%）</u>																																																																																										
	生産年齢人口	<u>38, 287</u>	37, 495	35, 962	33, 838	30, 682	27, 617	<u>25, 763</u>																																																																																										
	（構成比）	<u>（67. 9%）</u>	（67. 7%）	（65. 8%）	（62. 7%）	（57. 9%）	（53. 9%）	<u>（52. 3%）</u>																																																																																										
	老年人口	<u>8, 106</u>	9, 436	10, 864	12, 416	15, 080	17, 289	<u>17, 834</u>																																																																																										
（構成比）	<u>（14. 4%）</u>	（17. 0%）	（19. 9%）	（23. 0%）	（28. 5%）	（33. 7%）	<u>（36. 2%）</u>																																																																																											
不詳		=	-	-	-	54	93	<u>499</u>																																																																																										
総 世 帯 数		<u>48, 154</u>	19, 130	19, 992	20, 519	20, 913	20, 953	<u>21, 439</u>																																																																																										
世帯当たり人員		<u>3. 41</u>	2. 90	2. 74	2. 63	2. 53	2. 45	<u>2. 32</u>																																																																																										

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第1編 総則 第2章 防災面から見た光市の概況 第2節 社会的条件	60	5 表	・時点修正（道路河川課、監理課） ・関係機関の見直しによるもの （組織改編に伴うもの）

修 正 内 容

第2項 交 通

1 公共交通

鉄道は、J R 西日本の山陽本線が市の中央を走り、柳井市と下松市をつないでおり、市内には光、島田及び岩田の3駅がある。

また、市民の重要な交通機関であるバスは、市営バスのほか、防長バス、~~中国 J R バス~~、ひかりぐるりんバスが運行されており、市内各地区や近隣市町を結んでいる。

2 道路交通

本市における道路網は、市域を東西に走る国道 188 号が主要幹線道路として、これに放射状に主要地方道徳山光線をはじめとする県道が幹線道路として接続し、近隣市町と有機的連携を保ちながら、都市の骨格を形成している。また、これを補完する形で市道が接続し、市内の道路網を形成している。

道 路 の 現 況

令和~~4~~³年4月1日現在

区 分	路線数	総延長（m）	舗装済延長（m）	舗装率（％）
国 道	1	15,995	15,995	100.0
県 道	主要県道	5	41,861	100.0
	一般県道	10	27,271	100.0
	計	15	69,132	100.0
市 道	一 級	31	52,280	100.0
	二 級	56	50,831	99.5
	その他	1,022 1,016	244,323 244,295	241,675 241,647 98.9
	計	1,109 1,103	347,434 347,406	344,526 344,498 99.2
合 計		1,125 1,119	432,561 432,533	429,653 429,625 99.3

※山口県の道路現況による

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第1編 総則 第2章 防災面から見た光市の概況 第4節 高潮被害	62	18	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
第2項 想定される災害の姿等 (2) 想定台風 近年、非常に強い台風の数が増えている。現在、室戸台風等をハザードマップの想定台風として考えているが、それ以上に強大な台風の襲来<u>襲来</u>も将来的には考えておく必要がある。			

項	目	頁	行	修正の理由
基本計画編				
第2編	災害予防計画	125	表	・関係機関の見直しによるもの (表現の適正化)
第4章	自然災害に強い市域の形成			
第2節	災害危険区域の設定			
修正内容				
第2項 危険区域の設定				
防災重点ため池	<u>〈選定基準〉</u> <u>決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるもの。</u> <u>ア ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの</u> <u>イ ため池から100m以上500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000㎡以上のもの</u> <u>ウ ため池から500m以上の浸水区域に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000㎡以上のもの</u> <u>エ 上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地等の土質及び地形等から、都道府県又は市町村が特に必要と認めるもの</u> 1 設定の基準 (1) 農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域に、住宅又は学校、病院その他の公共施設があり、浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれのあるもの (2) 上記以外で、当該農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるもの ※農業用ため池の管理及び保全に関する法律で定める特定農業用ため池は、防災重点ため池から行政所有のため池を除いたもの 防災重点ため池……資料編に定めるとおり			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第5章 災害情報体制の整備	139	15 ～ 21	表現の適正化（防災危機管理課）
修 正 内 容			
第1項 通信連絡施設の現況 市防災行政無線は、防災危機管理課を同報系親局として、主要な場所に拡声子局が設置されている。このほか、消防機庫や消防団車両等に消防団無線が配備されている。 また、災害時には電話が輻輳し、かかりにくい状況が予想されるため、市はあらかじめ災害時優先電話を西日本電信電話株式会社に登録してある。 現在、市において使用可能な通信連絡設備は、次のとおりである。 1 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。） 2 ファクシミリ 3 県防災行政無線 4 市防災行政無線 5 I P無線 6 衛星携帯電話 7-6 市ホームページ 8-7 消防団無線 9-8 防災広報ダイヤル（一方向のみ） 10-9 メール配信サービス 11-10 防災情報電話通知サービス 12-11 市SNS			

項 目		頁	行	修正の理由		
基本計画編 第2編 災害予防計画 第6章 災害応急体制の整備 第1節 職員の体制		144 ～ 146	表	・表現の適正化（税務課、こども政策課、こども家庭課） ・組織改編に伴うもの(高齢者支援課)		
修 正 内 容						
第1項 配備体制						
配備体制	配 備 基 準		配備課	人 数	職 員 配 備 基 準	
第1警戒体制	風水害対策	大雨洪水高潮注意報	防災危機管理課	1	あらかじめ所属長が指名した職員 ※ 特に関係のある職員で配備し、気象状況等の情報収集及び連絡活動を主として、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。	
			道路河川課	1		
農林水産課（高潮のみ）	1					
雪害対策	大雪警報	防災危機管理課	1			
		道路河川課	2			
		大和支所	1			
住民福祉課						
第2警戒体制	風水害雪害対策	大雨洪水暴風暴風雪高潮波浪警報	防災危機管理課	2		あらかじめ所属長が指名した職員 ※ 災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに災害警戒本部体制に移行する体制とする。 なお、状況に応じ主管部長の判断で適正な配備体制を確立する。
			企画調整課	2		
			情報・DX推進課	1		
			（波浪、暴風（雪）（海上対象）警報は除く。）			
			税 務 課	1		
			収 納 対 策 課	1—2		
			大 和 支 所			
			住 民 福 祉 課			
			（高潮、波浪警報は除く。）			
			市 民 課	1		
			（波浪、暴風（雪）（海上対象）警報は除く。）			
			地域づくり推進課	1		
			環境政策課	1		
			福祉総務課	1		
			高齢者支援課	1		
			介護老人保健施設清算室 介護老人保健施設民営化準備室			
農 林 水 産 課	4					
（波浪、暴風（雪）（海上対象）警報は2。）						
監 理 課	1					
道 路 河 川 課	3					
（波浪、暴風（雪）（海上対象）警報は2。）						
建 築 住 宅 課	1					

			都 市 政 策 課 (波浪、暴風(雪)) (海上対象) 警報は除く。)	2	
			下 水 道 課 (波浪、暴風(雪)) (海上対象) 警報は除く。)	2	
			教 育 総 務 課 <u>ひかり学園推進課</u>	1	
			文化・社会教育課 (波浪、暴風(雪)) (海上対象) 警報は除く。)	1	
災 害 警 戒 本 部 体 制	風 水 害 対 策	大 雨 洪 水 暴 風 高 潮 警 報	防 災 危 機 管 理 課 企 画 調 整 課 財 政 課 行 政 経 営 室 情 報 ・ D X 推 進 課 税 務 課 収 納 対 策 課 総 務 課 人 材 育 成 ・ 女 性 活 躍 推 進 室 入 札 監 理 課 大 和 支 所 住 民 課 福 祉 課 各 出 張 所 市 民 課 地域づくり推進課 環 境 政 策 課 福 祉 総 務 課 高 齢 者 支 援 課 <u>介護老人保健施設清算室</u> <u>介護老人保健施設民</u> <u>営 化 準 備 室</u> <u>こ 子 ども 家 庭 課</u> <u>こ ども 政 策 課</u> 健 康 増 進 課 農 林 水 産 課 商 工 振 興 課 観 光 ・ シ テ ィ プ ロ モ ー シ ョ ン 推 進 課 監 理 課 道 路 河 川 課 建 築 住 宅 課 都 市 政 策 課 下 水 道 課 公 共 交 通 政 策 課 教 育 総 務 課 <u>ひかり学園推進課</u> 学 校 教 育 課 部活動改革推進室 文 化 ・ 社 会 教 育 課	全職員 4 1 1 2 <u>5</u> <u>3</u> <u>2</u> 5 1 2 各 1 3 1 2 4 4 <u>1</u> <u>2</u> <u>1</u> 2 全職員 1 1 全職員 全職員 全職員 全職員 4 1 2 2 2	事態の推移に伴い直ちに災害対策本部体制に移行する体制とする。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編	148	18 19	時点修正（協定の追加）
第2編 災害予防計画			
第6章 災害応急体制の整備			
第2節 防災関係機関との連携体制			
修 正 内 容			
第1項 協定の締結			
1 市における協定の締結			
(1) ～ (12) (略)			
(13) 福祉避難所の設置・運営に関する ナイスケアまほろば 、社会福祉法人光富士白苑、社会福祉法人ひかり苑、社会福祉法人大和福祉会、社会福祉法人和光苑、医療法人社団光仁会、有限会社メディビス、NPO法人優喜会、NPO法人森林の里、有限会社兼清メディカルサービス、社会福祉法人光仁会、 <u>医療法人睦会</u> との協定			
(14) ～ (27) (略)			
<u>(28) 災害時におけるバス利用に関する株式会社アサヒ観光協定との協定</u>			
<u>(29) 災害時における電気自動車の活用に関する日産自動車株式会社、山口日産自動車株式会社、住友三井オートサービス株式会社との協定</u>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第7章 避難予防対策 第1節 市の避難計画	164	16	・ 山口県地域防災計画の修正 (新型コロナウイルス感染症の5類変更に伴う修正)
修 正 内 容			
第9項 避難所の運営管理 市は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。また、市及び避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家との定期的な情報交換に努める。 なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーに配慮するものとする。 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第 2 編 災害予防計画 第 1 3 章 施設、設備等の応急復旧体制	193	図	・ 山口県地域防災計画の修正 (組織改編)
修 正 内 容			
施設、設備等の応急復旧体制 公共施設等の応急復旧体制 ライフライン施設の応急復旧体制 公共土木施設等 公共施設 鉄道施設 水道事業者 下水道事業者 電気事業者・送配電事業者 ガス事業者 通信事業者			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第13章 施設、設備等の応急復旧体制 第2節 ライフライン施設の応急復旧体制	194	17	・ 山口県地域防災計画の修正 (組織改編)
修 正 内 容			
第3項 電気事業者 <u>・送配電事業者</u> (中国電力ネットワーク (株))			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第15章 火災予防対策 第2節 林野火災予防計画	212 213	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化) ・ 関係機関の見直しによるもの (組織改編)
修 正 内 容			
(2) 発生原因別対策			
区 分	対 策		
略	略		
火 入 れ 対 策	火入りに当たって、市及び光地区消防組合は、光市火入れに関する条例及び光地区消防組合火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。 林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、出来る限り11月から2月までの冬期に行うように指導するとともに、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。 ア 火入れを行う場合は、必ず市長の許可を受け、許可付帯条件の遵守を励行させる。 イ 火入れ方法の指導 ウ 強風注意報、乾燥注意報又は火災警報の発表・発令中又は発表・発令された場合、一切の火入れを中止する。 火入者、責任者に対して火入れ中に風勢等により、他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発表・発令されたときは、速やかに消火を行うよう指導する。 エ 火入れ跡地の完全消火を行い、責任者の確認を受け、また跡地には状況に応じ監視員を配置する。 オ 森林法及び市条例等で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況を十分考慮して行うよう指導する。		
道路、鉄道沿線等における火災対策	J R 西日本並びに中国ジェイアールバス及び防長交通(株)等運送業者は、道路の利用者、乗客、乗員等による沿線火災防止のための予防対策を樹立し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。 ア 危険地帯の可燃物の除去 イ 路線の巡視 ウ 車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び周知方法の確立 エ 林野火災巡視の際の用地通行及び消火活動の際の路線通行の便宜 オ 緊急時における専用電話利用の便宜		
略	略		

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第15章 火災予防対策 第2節 林野火災予防計画	214	24	・表現の適正化(農林水産課)
修 正 内 容			
第3項 林野火災消防施設・資機材の整備 地理的、物理的条件等から消火活動に大きな制約、負担を伴う林野火災の消火活動を円滑に実施するため、市及び光地区消防組合は、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。 1 林野火災消防施設の整備 (1) 市は、林野火災危険地域に対して、防火管理道等の整備を図る。 (2) 市及び光地区消防組合は、林野火災用消防水利（防火水槽、自然水利）の確保に努める。 (3) 市は、消火活動又は防火線としての役割を具備するよう、林道の整備を計画的に推進する。 (4) 林野火災危険地域については、市有林はもとより、一般民有林についても、防火線の設置及び防火樹帯の造成を指導する。			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動計画 第1節 市の活動体制	311	図	・組織改編
修 正 内 容			
別表第1 「市本部組織図」を別紙1のとおり修正する。			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第 3 編 災害応急対策計画 第 1 章 応急活動計画 第 1 節 市の活動体制	312 ~ 319	表	・組織改編
修 正 内 容			
別表第 2 「部、班の編成及び掌握事務」を別紙 2 のとおり修正する。			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	339	8 ～ 12	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
第1項 気象警報・注意報等 大雨や強風などの気象現象に<u>よりよって</u>、災害が<u>発生する起こる</u>おそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が<u>発生する起こる</u>おそれのあるときには「警報」が、<u>予想される現象が特に異常であるため</u>重大な災害が<u>発生する起こる</u>おそれが著しく大きい<u>とき場合</u>には「特別警報」が、県内の市町ごとに<u>現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ことに示されて</u>発表される。<u>なおまた</u>、大雨や洪水<u>等</u>などの警報<u>等</u>が発表された場合のテレビやラジオによる放送<u>等</u>などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、<u>これまでどおり市町等</u>をまとめた地域の名称が<u>用いられるを用いる</u>場合がある。			

項	目	頁	行	修正の理由
基本計画編				・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
第3編 災害応急対策計画		340	表	
第2章 災害情報の収集・伝達計画		341		
第1節 災害情報計画				
修正内容				
気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要				
種 類		概 要		
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。		
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。		
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。		
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられるを呼びかける。		
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。		
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		
警 報	大雨警報	大雨によりによる重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされるの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		
	洪水警報	上流域河川の上流部での降雨や融雪等による河川の増水によりにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等の避難が必要		

			とされる 警戒レベル 3 に相当。
	大雪警報		大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報		暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報		雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報		高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報		台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>危険な場所から避難する必要があるとされる</u> 避難が必要 とされる 警戒レベル 4 に相当。
	注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
		略	略
		高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するためににより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、 避難に備え ハザードマップによる等により災害リスクの再確認等、 避難に備え等を再確認するなど、 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる</u> の避難が必要とされる 警戒レベル 3 に相当。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	343	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (基準変更)
修 正 内 容			
警報・注意報発表基準一覧表 令和 <u>6</u>-<u>5</u>年 <u>5</u>-<u>6</u>月 <u>2</u><u>3</u>-<u>8</u>日現在			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	344～ 346	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (基準変更)

修 正 内 容

別表1 大雨警報・注意報基準

令和 6-5年 5-6月 23-8日現在

市町等を まとめた地域	市町	警 報		注 意 報	
		(浸水害)	(土砂災害)	(浸水害)	(土砂災害)
		表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
柳井・光	光市	23	<u>135</u> <u>137</u>	12	<u>99</u> <u>101</u>
	柳井市	26	<u>133</u> <u>135</u>	12	<u>98</u> <u>99</u>
	周防大島町	15	<u>134</u> <u>136</u>	9	<u>99</u> <u>100</u>
	上関町	21	<u>132</u> <u>134</u>	10	<u>97</u> <u>99</u>
	田布施町	22	<u>137</u> <u>139</u>	10	<u>101</u> <u>102</u>
	平生町	21	<u>135</u> <u>137</u>	11	<u>99</u> <u>101</u>
岩 国	岩国市	20	<u>140</u> <u>142</u>	13	<u>103</u> <u>105</u>
	和木町	25	<u>147</u> <u>149</u>	16	<u>108</u> <u>110</u>

別表2 洪水警報基準

令和 6-5年 5-6月 23-8日現在

市町等を まとめた地 域	市町	流域雨量 指数基準	複合基準 ※1	指定河川洪水 予報による基準
柳井・光	光市	東荷川流域=7.4 田布施川流域= <u>8.5</u> <u>8.2</u>	島田川流域= (9, 31.7)	島田川水系 島田川 [島田]
	柳井市	由宇川流域= <u>9.9</u> <u>10.3</u> 柳井川流域= <u>10.7</u> <u>11.1</u> 土穂石川流域=7.7	-	-
	周防大島町	屋代川流域= <u>11.1</u> <u>11.6</u> 宮崎川流域= <u>4.45</u> - <u>6</u> 三蒲川流域= <u>6.35</u> - <u>9</u>	三蒲川流域=(<u>7</u> , <u>5.67</u> , <u>5.3</u>)	-
	上関町	-	-	-
	田布施町	田布施川流域= <u>15.1</u> <u>14.9</u> 灸川流域= <u>4.97</u> - <u>4</u>	-	-
	平生町	大内川流域= <u>5.56</u> - <u>2</u>	-	-
岩 国	岩国市	生見川流域=13.5 本郷川流域=19.9 宇佐川流域=25.4 木谷川流域= <u>15.4</u> <u>15.5</u> 野谷川流域=9.1 根笠川流域= <u>23.2</u> <u>23.4</u> 保木川流域=13 御庄川流域=19 由宇川流域= <u>17.8</u> <u>18.4</u> 島田川流域=30 中山川流域=12.7 東川流域=16.5	宇佐川流域= (10, 22.8) 保木川流域= (10, 11.7) 御庄川流域= (10, 17.1) 錦川流域= (12, 53.5) 門前川流域= (10, 6.8) 島田川流域= (10, 29.4)	小瀬川 [小川津・両国 橋], 錦川水系錦川下流 部 [臥竜橋], 錦川水系錦 川中流部 [南桑]

		笹見川流域=7.5 長野川流域= 5.66 6		
	和木町	-	-	小瀬川 [小川津・両国橋]

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

別表3 洪水注意報基準

令和 ~~6~~5年 ~~5~~6月 ~~23~~8日現在

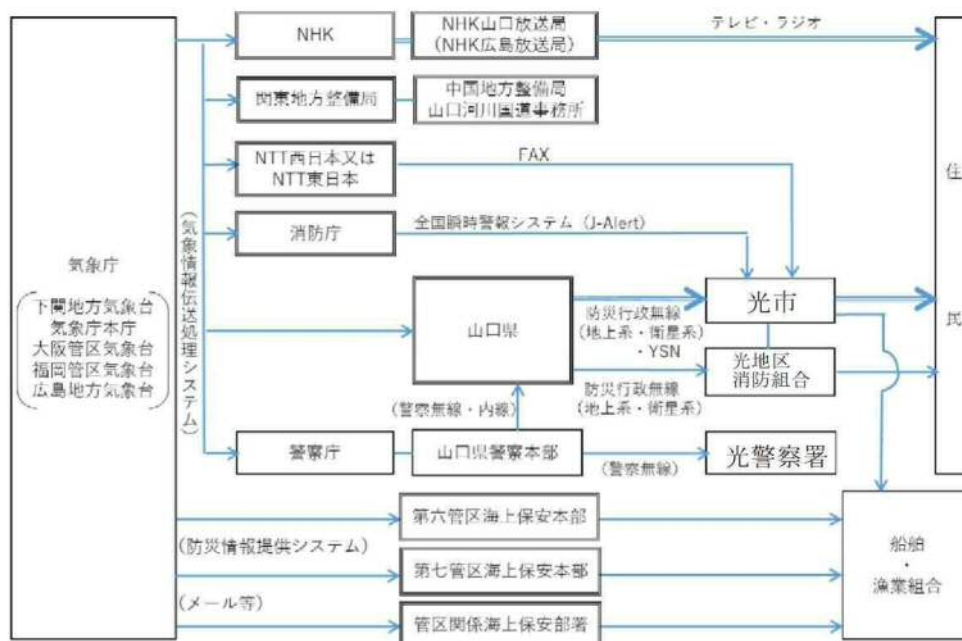
市町等を まとめた 地域	市町	流域雨量 指数基準	複合基準 ※1	指定河川洪水 予報による基準
柳井・光	光市	束荷川流域=5.9 田布施川流域= 6.86 5	島田川流域=（9，28.2） 束荷川流域=（10，4.7）	島田川水系 島田川 [島田]
	柳井市	由宇川流域= 7.9 8.2 柳井川流域= 8.5 8.8 土穂石川流域=6.1		-
	周防大島町	屋代川流域= 8.8 9.2 宮崎川流域= 3.5 4.4 三蒲川流域= 4.9 4.7	三 蒲 川 流 域 = (5.4 7 5,4.7)	-
	上関町	-	-	-
	田布施町	田布施川流域= 12.1 1.9 灸川流域= 3.9 5.9	-	-
	平生町	大内川流域= 4.4 4.9	大内川流域= (5, 4.4 5, 4.9)	-
岩 国	岩国市	生見川流域=10.8 本郷川流域=15.9 宇佐川流域=20.3 木谷川流域= 12.3 12.4 野谷川流域=7.2 根笠川流域= 18.5 18.7 保木川流域=10.4 御庄川流域=15.2 由宇川流域= 14.2 14.7 島田川流域=24 中山川流域=10.1 東川流域=13.2 笹見川流域=6 長野川流域= 4.4 5.2	宇佐川流域=（10，16.2） 根笠川流域=（9，18.6） 保木川流域=（6，10.4） 御庄川流域=（6，15.2） 錦川流域=（ 9, 36.5 12, 45.6） 門前川流域=（ 6, 6.1 6, 5.7） 島田川流域=（ 6, 2.4 10, 19.2） 東川流域=（10，10.6） 笹見川流域=（6，6） 長野川流域=（6，4.6）	小瀬川 [小川津・両国橋]，錦川水系錦川下流部 [臥竜橋]，錦川水系錦川中流部 [南桑]
	和木町	-	-	小瀬川 [小川津・両国橋]

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	347	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

1 気象台からの伝達系統図

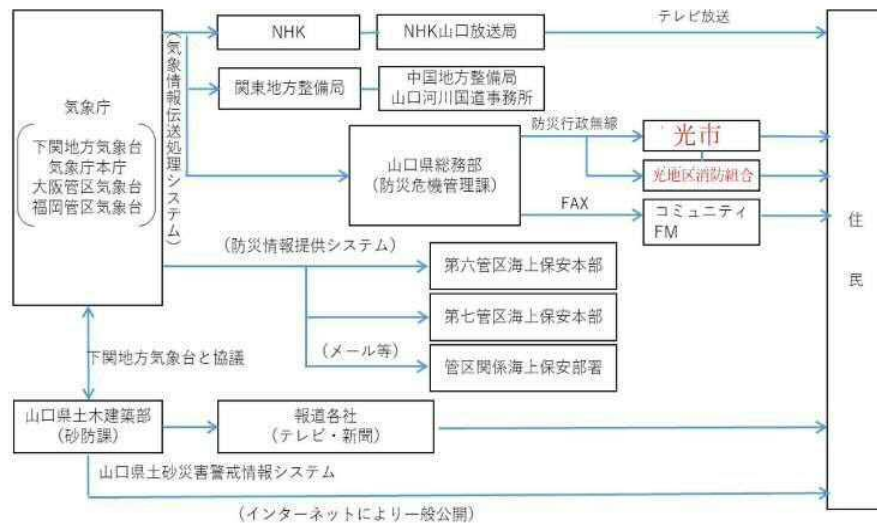


項 目	頁	行	修正の理由												
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	350	図表	・ 山口県地域防災計画の修正 (気象台体制変更に伴う修正)												
修 正 内 容															
2 異常現象発見時の措置															
異常現象の 種別等	災害が発生するおそれがある異常現象を発見した場合、下関地方気象台または気象庁に通報する。 <table><tr><th>異常現象</th><th>通 報 す る 基 準</th></tr><tr><td>竜 巻</td><td>農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの</td></tr><tr><td>強い降ひょう</td><td>農作物等に被害を与える程度以上のもの</td></tr><tr><td>異 常 潮 位</td><td>天文潮より著しく高く又は低く、異常に変動した場合</td></tr><tr><td>異 常 波 浪</td><td>海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合</td></tr><tr><td>な だ れ</td><td>建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの</td></tr></table>			異常現象	通 報 す る 基 準	竜 巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの	強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの	異 常 潮 位	天文潮より著しく高く又は低く、異常に変動した場合	異 常 波 浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合	な だ れ	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
異常現象	通 報 す る 基 準														
竜 巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの														
強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの														
異 常 潮 位	天文潮より著しく高く又は低く、異常に変動した場合														
異 常 波 浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合														
な だ れ	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの														
通 報 系 統															
(略)	(略)														

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	353	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

8 土砂災害警戒情報の伝達



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	354	表	・山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
8 土砂災害緊急情報の伝達 <pre> graph LR A[地すべりによる重大な土砂災害に関する情報] --> B[山口県土木建築部 (砂防課)] B -- 指示 --> C[土木建築事務所] C -- 緊急調査の実施 --> B B -- 結果報告 --> B B -- "電話・FAX・電子メール" --> D[山口県警察本部] B -- "電話・FAX・電子メール" --> E[山口県総務部 (防災危機管理課)] B -- "電話・FAX・電子メール" --> F[報道各社 (テレビ・新聞)] B -- "電話・FAX・電子メール" --> G[中国地方整備局 山口河川国道事務所] D -- "警察無線" --> H[光警察署] E -- "防災行政無線" --> I[光市] E -- "防災行政無線" --> J[光地区消防組合] H --> K[住民] I --> K J --> K G -- "インターネットにより一報に公開" --> K </pre> (インターネットにより一報に公開)			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第2節 災害情報収集・伝達計画	359	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
(4) 災害即報			
風水害で、死者又は行方不明者が生じたもの			
消防庁報告先			
回 線 別		平日 (9:30～18:30) 〔応急対策室〕	左記以外 〔宿直室〕
電 子 メ ー ル		fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp	
N T T 回 線	電 話	03—5253—7527	03—5253—7777
	F A X	03—5253—7537	03—5253—7553
<u>防災無線（衛星系）</u> <u>地域衛星通信ネットワーク</u>	電 話	405—048—500—7860	405—048—500—7782
	F A X	405—048—500—7537	405—048—500—7789

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第4章 救助・救急、医療等活動計画 第2節 医療等活動計画	412 ～413		・ 山口県地域防災計画の修正 (医療法改正に伴う追加、表現の適正化)
修 正 内 容			
1 医療救護活動 (1) 医療救護班の編成 イ 県 (ウ) 医務班は、周南健康福祉センター所長（保健環境部長）から医療救護についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、県災害医療コーディネーターの助言を参考にしつつ、直ちに次の関係機関に対し、医療救護班の派遣等の応援要請を行う。 a 地方独立行政法人山口県立病院機構 b 日赤山口県支部 c 独立行政法人国立病院機構 d 独立行政法人地域医療機能推進機構 e 山口大学医学部 f 災害拠点病院、DMAT指定病院 <u>g 災害支援ナース派遣協定締結医療機関等</u> <u>h-g</u> 市町立病院設置市町 <u>i-h</u> 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会 <u>ケ 災害支援ナース派遣協定締結医療機関</u> <u>県看護協会の調整により、県（災害救助部長）から災害支援ナースの派遣要請があった場合は、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を実施する。</u> <u>コ ケ</u> 県医師会等 人命尊重の観点から、県（災害救助部長）から「集団傷病者救急医療対策に関する協定」に基づく医療救護班やJMATやまぐちの派遣要請があったとき、又は自らの判断により、医療救護班（JMATやまぐちを含む）を編成し、直ちに出勤させるものとする。 <u>サ コ</u> 県看護協会 県（災害救助部長）から<u>災害支援ナース等の派遣調整の要請があったとき又は自らの判断により看護職員の派遣が必要と認められたときは、医療機関に要請を行う。要請があったときは自らの判断により、看護職員を派遣する。</u>			

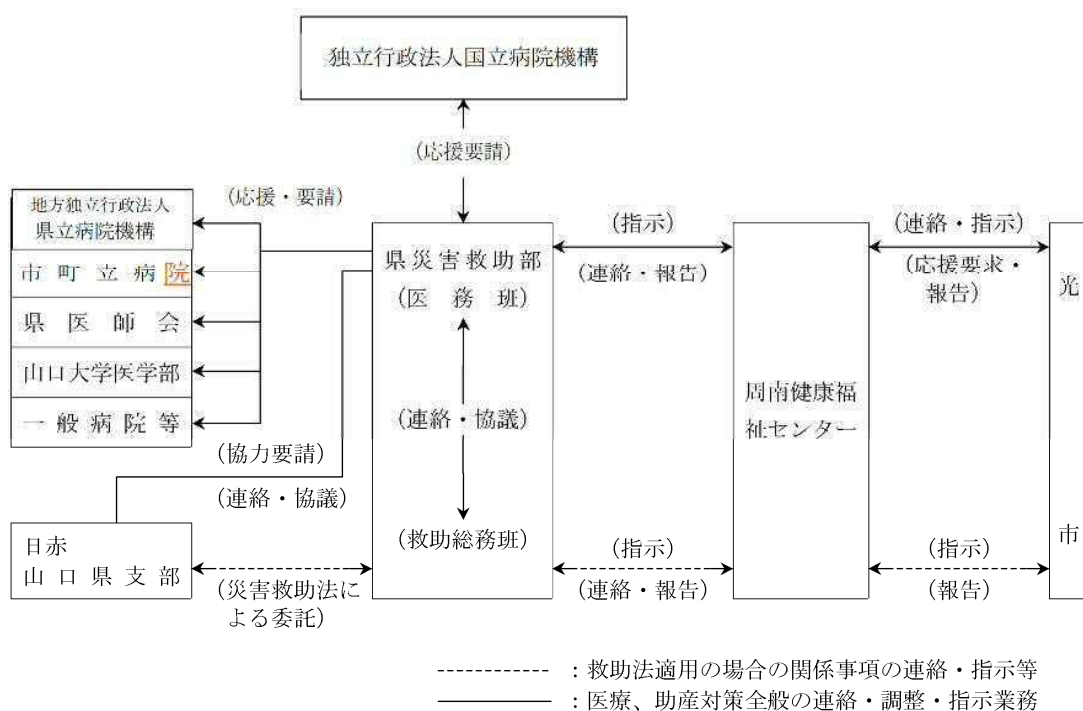
項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第4章 救助・救急、医療等活動計画 第2節 医療等活動計画	416	38	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
2 県の活動内容 (6) 災害救助部長は、必要と認めるときは、県看護協会に対し、 <u>災害支援ナース等の派遣調整看護職員の派遣</u> を要請する。			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第4章 救助・救急、医療等活動計画 第2節 医療等活動計画	417	図	表現の適正化 (防災危機管理課)

修 正 内 容

第4項 災害救助法に基づく医療・助産計画

2 体制の運用



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第5章 避難計画 第2節 避難所の設置運営	443	16	・ 山口県地域防災計画の修正 (新型コロナウイルス感染症の5類変更に伴う修正)
修 正 内 容			
2 避難所の管理・運営 (11) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第 3 編 災害応急対策計画 第 6 章 応援要請計画 第 2 節 自衛隊災害派遣要請計画	474	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
第 2 項 災害派遣要請の手続			
2 要請手続き			
略			
(4) 通知先			
区 分	要 請 先	所 在 地	活 動 内 容
陸上自衛 隊に対す るもの	第 17 普 通 科 連 隊 長 第 13 旅 団 長 中 部 方 面 総 監	山口市上宇野令 784 (083—922—2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系) 035-217) 広島県安芸郡海田町寿町 2—1 (082—822—3101) (防災無線(衛星系) 034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘七丁目 1 番 1 号 (0727—82—0001)	車両・船艇・航空 機・地上部隊によ る各種救助活動

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第6章 応援要請計画 第3節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画	480	図	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
2 応援要請の方法 <pre> graph TD A[災害発生] -- ①通報 --> B[光消防本部] B -- ②出動要請(電話) --> C[山口県消防防災航空センター 運行責任者(所長) ④出動可否決定] C -- ⑤出動可否回答 --> B C -- ⑥経過報告 --> D[県防災危機管理課] D -- ③出動、運航準備支持 --> C C --> E[県警・自衛隊・他県・市] </pre> 山口県消防防災航空センター 運行責任者(所長) ④出動可否決定 電 話 0836-37-6422 F A X 0836-37-6423 防災行政無線 地上系 2 6 5 - * - 3 (FAX) 2 6 5 衛星系 0 3 5 - 2 6 4 センターと連絡が取れない場合 防 災 危 機 管 理 危 機 対 策 班 083-933-2370 休 日 夜 間 083-933-2390 ③出動、運航準備支持 ・ 航空消防活動指揮者と機長協議 ・ 天候判断、運航可否決定 消防防災航空隊 運航委託会社 県警・自衛隊・他県・市			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第7章 緊急輸送計画	487	表	・時点修正（光市病院局）
修 正 内 容			
○医療活動拠点 ⇒ 光総合病院、大和総合病院、 ナイスケアまほろば 、牛島診療所			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第7章 緊急輸送計画 第3節 輸送車両等の確保	493	16	・表現の適正化（公共交通政策課）
修 正 内 容			
防災危機管理課 道路河川課 <u>公共交通政策課</u> 農林水産課 商工振興課			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第10章 保健衛生・動物愛護管理計画 第1節 防疫及び食品衛生監視	554	6	・ 山口県地域防災計画の修正 (事務委任の明示)
修 正 内 容			
第1項 防疫活動 災害時における防疫は、県 <u>(山口県事務委任規則第31条第5項第1号(34)及び(36)により保健所長へ事務委任)</u> の指示・命令に基づき市長が実施するものであるが、市のみによることは困難であることから、市は、県及び他市町村と相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。			

項	目	頁	行	修正の理由
基本計画編				
第3編	災害応急対策計画			
第10章	保健衛生・動物愛護管理計画			
第3節	災害廃棄物等処理計画	572	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修正内容				
2 その他の障害物の除去				
(2) 河川・港湾、漁港関係障害物除去計画				
機 関 名		対 策		
国土交通省中国地方整備局		所管する施設河川について、県・市町・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。		

項	目	頁	行	修正の理由
基本計画編				・ 山口県地域防災計画の修正 (国の事務取扱要領の改正に伴う修正)
第3編 災害応急対策計画		582		
第11章 応急住宅計画		583		
第2節 被災住宅の応急修理				
修正内容				
第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件				
1 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理				
(1) 災害発生によって住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。				
(2) 全壊又は全焼等の被害を受けた者で、修理すれば居住することが可能であって、引き続き居住する意思がある者。				
2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理				
災害発生によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。 (対象者としては、本章第1節第1項2に準ずる。)				
第2項 対象者の調査及び選定				
1 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理 市町が、現場における目視による確認や被災者の持参する写真等に基づき調査し、県が選定する。				
2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 市町が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市町が発行する罹災証明書に基づき県が選定する。				
3 上記1、2は、場合によっては、県から被災市町への事務委任により実施する。 市が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市が発行する罹災証明書に基づき県が選定する。場合によっては、県が市に選定事務を委任する。				
第3項 応急修理の方法、基準				
1 応急修理の方法等				
(1) 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理の実施は、市町長から建設業者への請負又は、市町から被災者に対してブルーシート、ロープ、土のう袋等の資材を給与し、被災者自らの施工により行う。 市長が、建設業者に請負わせるか、又は市直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、市内関係団体の協力及び県が締結している山口県建設労働組合、(一社)山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び(一社)山口県電業協会、山口県瓦工事業協同組合及び山口県鳶工業連合会との協定に基づき提供される業者名簿の活用等により行う。 なお、被災者自らが行う場合は、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・NPO 団体、ボランティア、消防団等の団体等の協力を得ることが望ましい。				
(2) 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、(一社)JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合、(一社)日本鳶工業連合会及び(一社)災害復旧職人派遣協会に応援を依頼する。				
(3) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の実施は、市町長から建設業者への請負又は市町直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社)山				

山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーサロン、山口県管工事工業協同組合及び（一社）山口県電業協会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。応急修理は、日常生活に必要な欠くことのできない部分（居室、炊事場、便所等）及び屋根の応急対応に限るものとする。

（４）大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、（一社）JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総 連合に応援を依頼する。

（５）（４）以下の他の者が行う応急修理は排除しない。

ア 家主が借家を修繕する場合

イ 親類縁者の相互扶助による場合

ウ 会社が自社所有の住家（寮、社宅、飯場等）を修繕する場合

２ 修理の範囲 （１）住家の被害の拡大を防止する緊急の修理 住家の屋根、外壁、建具（玄関、窓、サッシ等）について、日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある部分に限るものとする。 （２）日常生活に必要な最小限度の部分の修理 日常生活に必要な欠くことのできない部分（居室、炊事場、便所等）及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等）に限るものとする。

３ ２ 修理の期間

（１）住家の被害の拡大を防止する緊急の修理 災害発生の日から 10 日以内に完成させるものとする。

（２）日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害発生の日から 3 か月（災害対策基本法第 24 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6 月以内）以内に完成させるものとする。

（３）修理の期間の延長

上記（１）・（２）の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事（厚政課）は、内閣総理大臣に特別基準（期間延長）の協議を行う。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第12章 水防計画	598	9 ～ 11	・ 山口県地域防災計画の修正 (伝達方法の変更)
修 正 内 容			
3 洪水予報 (4) 洪水予報の伝達方法 周南土木建築事務所長は、洪水予報を発する際は、洪水予報用紙を<u>メールファックス</u>で市（道路河川課）に送信後、電話で受信確認を行うとともに直ちにその内容を県河川課へ報告するものとする。<u>メールの送受信に不具合が生じている一般加入回線が途絶えている</u>場合は、県防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第12章 水防計画	601	4 5	・ 山口県地域防災計画の修正 (伝達方法の変更)
修 正 内 容			
5 水防警報（法第2条、第16条） （2）水防警報の伝達方法 周南土木建築事務所長又は周南港湾管理事務所長は、水防警報を発するときは、水防警報用紙をメールファックスで市（道路河川課）に送信後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている一般加入回線が途絶している場合は、県防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。			

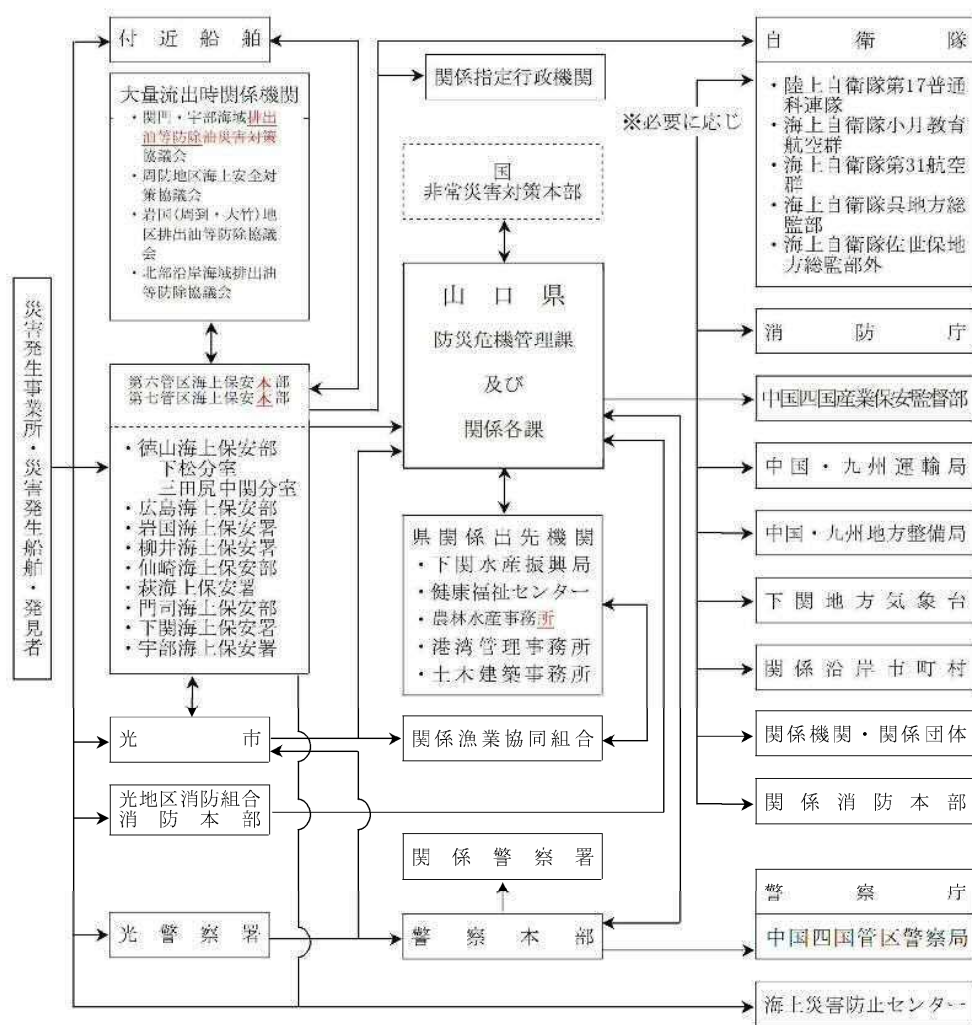
項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第14章 要配慮者支援計画 第2節 保健・福祉対策	623	19	・時点修正（光市病院局）
修 正 内 容			
第2項 保健対策 市は、被災者の心身の健康を確保するため、保健師等による次のような健康相談、精神保健活動等を実施するとともに、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。 1 市の保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導 2 両総合病院、ナイスケアまほろば、光市総合福祉センター、県精神保健福祉センター、周南健康福祉センター（周南環境保健所）等におけるメンタルヘルスケア			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第21章 交通災害対策計画 第1節 海上災害対策計画	757	図	・ 山口県地域防災計画の修正 (協議会名称の変更に伴う修正) 表現の適正化

修正内容

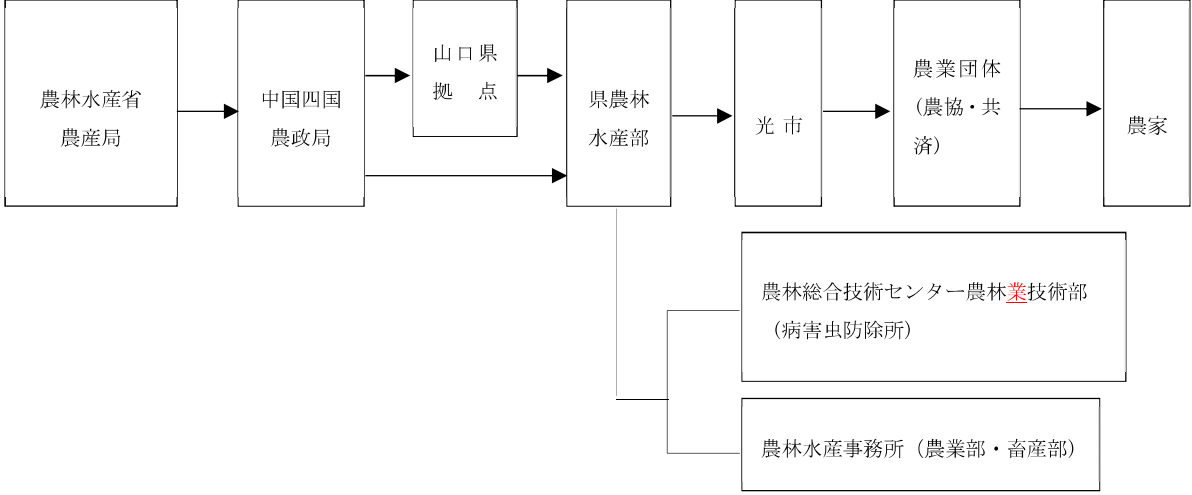
第1項 情報の伝達

海上災害が発生した場合における一般的な通報連絡体制は、次のとおりである。なお、周防地域における大量油流出事故等の連絡系統は、周防地区海上安全対策協議会で定める連絡系統による。



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第 3 編 災害応急対策計画 第 2 1 章 交通災害対策計画 第 1 節 海上災害対策計画	763	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (協議会名称の変更に伴う修正)
修 正 内 容			
2 応援協力関係			
(3) 排出油防除協議会等			
機 関 の 名 称	会 員		
関門・宇部海域排出油等防除油災害対策協議会	国、県、市町、事業所、漁協等		
周 防 地 区 海 上 安 全 対 策 協 議 会			
岩国(周東、大竹)地区排出油等防除協議会			
山口県北部沿岸海域排出油等防除協議会			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第22章 産業災害対策計画 第1節 化学工場等災害対策計画	773	7	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
2 応急措置 (2) 知事の措置（防災危機管理課） (注) 緊急措置命令（高圧ガス保安法第39条） 経済産業大臣又は知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため<u>緊急の</u>必要がある場合は、上記の措置について緊急措置命令を発する。 このほか、第1項の場合に準じた措置を講じる。			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第22章 産業災害対策計画 第3節 農産物対策計画	781	1 図	関係機関による見直し (表現の適正化)
修 正 内 容			
第1項 実施機関 県（農業振興課・畜産振興課・農林総合技術センター農林業技術部（病虫害防除所）・農林水産事務所（農業部・畜産部））その他関係機関が行う。 農産物対策全般の実施系統は、次のとおりである。  <pre> graph LR A[農林水産省 農産局] --> B[中国四国 農政局] B --> C[山口県 拠点] C --> D[県農林水産部] D --> E[光市] E --> F[農業団体 (農協・共済)] F --> G[農家] D --> H[農林総合技術センター農林業技術部 (病虫害防除所)] D --> I[農林水産事務所 (農業部・畜産部)] </pre>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第23章 広域消防応援・受援に係る計画 第2節 緊急消防援助隊受援 (山口県緊急消防受援計画)	800	34 ～ 36	・ 山口県地域防災計画の修正 (消防庁システムの運用変更)
修 正 内 容			
第7項 その他 1 情報共有 (1) 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、 支援情報共有ツール 、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び 支援情報共有ツール を活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第23章 広域消防応援・受援に係る計画 第3節 緊急消防援助隊応援等 (緊急消防援助隊山口県大隊応援等 実施計画)	807	27	・ 山口県地域防災計画の修正 (消防庁システムの運用変更)
修 正 内 容			
12 情報共有 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム 及び支援情報共有ツ ール を活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものと する。			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第4編 復旧・復興計画 第2章 公共施設の災害復旧・復興 第2節 災害復旧事業の推進	927	3	・ 山口県地域防災計画の修正 (生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の設立に伴う修正)
修 正 内 容			
第1項 災害復旧事業の種別 公共施設の災害復旧事業は、概ね次のとおりである。 1 公共土木施設災害復旧事業 (1) 河川公共土木施設災害復旧事業 (2) 海岸公共土木施設災害復旧事業 (3) 砂防設備公共土木施設災害復旧事業 (4) 林地荒廃防止施設公共土木施設災害復旧事業 (5) 地すべり防止施設公共土木施設災害復旧事業 (6) 急傾斜地崩壊防止施設公共土木施設災害復旧事業 (7) 道路公共土木施設災害復旧事業 (8) 港湾公共土木施設災害復旧事業 (9) 漁港公共土木施設災害復旧事業 <u>(10) 水道施設災害復旧事業</u> <u>(11)</u> (10) 下水道公共土木施設災害復旧事業 <u>(12)</u> (11) 公園公共土木施設災害復旧事業 2 農林水産施設災害復旧事業 3 都市災害復旧事業 4 水道施設災害復旧事業 <u>4-5</u> 5 社会福祉施設災害復旧事業 <u>5-6</u> 6 公立学校災害復旧事業 <u>6-7</u> 7 公営住宅災害復旧事業 <u>7-8</u> 8 公立医療施設災害復旧事業 <u>8-9</u> 9 その他の災害復旧事業			

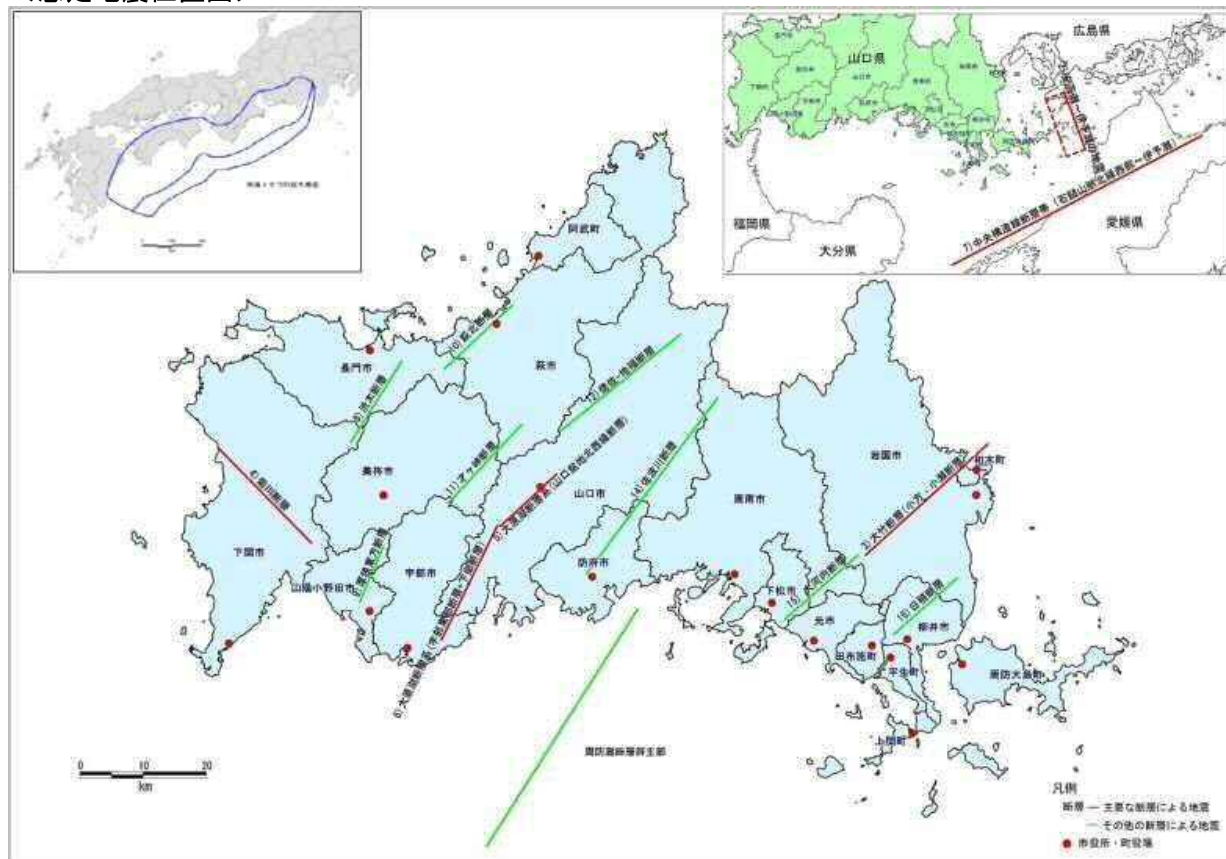
項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第4編 復旧・復興計画 第2章 公共施設の災害復旧・復興 第2節 災害復旧事業の推進	928	21	・ 山口県地域防災計画の修正 (生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の設立に伴う修正)
修 正 内 容			
第5項 災害復旧事業に係る資金の確保 県及び市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。 1 国庫負担又は補助 法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令としては、次のとおり (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (3) 公営住宅法 (4) 土地区画整理法 (5) 海岸法 (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (8) 予防接種法 (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について(昭和37年8月14日建設省都市局長通達) (11) 生活保護法 (12) 児童福祉法 (13) 身体障害者福祉法 (14) 知的障害者福祉法 (15) 売春防止法 (16) 老人福祉法 (17) 水道法 (18) 土水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧補助金交付要綱 (18)(19) 下水道法 (19)(20) 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱 (20)(21) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱 (21)(22) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱 (22)(23) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担(補助)の協議について(昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知)			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第 1 編 総則 第 4 章 被害想定 第 1 節 被害想定的前提条件	1018	31	・時点修正
修 正 内 容			
3 その他の断層による地震 ⑥ 周防灘断層群主部 平成 2820 年 744 月に国の地震調査研究推進本部により長期評価が公表されている断層で、今後 30 年間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属するとされており、周南市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ 44.1 k m、M7.6 と設定する。			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第1編 総則 第4章 被害想定 第1節 被害想定的前提条件	1019	図	・時点修正

修 正 内 容

<想定地震位置図>



項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第2編 災害予防計画 第1章 防災思想の普及啓発 第2節 防災知識の普及啓発	1043	16	・ 山口県地域防災計画の修正 (財務省からの指摘に伴う修正)
修 正 内 容			
第3項 住民（自治会等）に対する普及啓発） 1 家庭での予防・安全対策 （1）ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認 （2）災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認 （3）2～3日分の食料、飲料水、簡易トイレ等の備蓄 （4）非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 （5）家具等の転倒防止対策 （6）消火器の普及 （7）保険・共済等への加入 <u>(地震保険等)</u>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第4章 地震に強い都市・農山漁村構造の形成 第9節 農山漁村地域の防災対策の推進	1051	7	・関係機関による見直し (時点修正)
修 正 内 容			
第9節 農山漁村地域の防災対策の推進 本市の約 5355%を山林原野が占めており、山地自体は低山性ではあるものの、急斜面をなすところや山地がいきなり海に臨んでいるところもあり、また地質的にも市街地背後には風化しやすく浸食に弱い花崗岩が分布しているため、土砂流発生、地すべり、急傾斜地崩壊の危険性も高い。 さらに大雨による土砂崩れ等により孤立化も懸念されるところであり、災害に強いまちづくりを進めるため、避難路、避難広場、防火水槽等の防災施設の整備や、地すべり防災対策等の防災対策を推進する。			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第2編 災害予防計画 第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化 第1節 建築物の耐震化	1062	表	・時点修正（光市病院局）
修 正 内 容			
防災上重要な建築物 ○災害対策活動施設 ⇒ 市役所、大和支所 ○医療救護活動施設 ⇒ 光総合病院、大和総合病院、ナイスケアまほろば、牛島診療所 ○避難収容施設 ⇒ 学校体育館、コミュニティセンター等 ○社会福祉施設 ⇒ あいばーく光等 ○輸送拠点施設 ⇒ 臨時ヘリポート、光漁港、牛島漁港 ○物資集積施設 ⇒ 県立光高等学校 ○不特定多数利用施設 ⇒ 総合体育館、図書館等			

項	目	頁	行	修正の理由
震災対策編				
第2編	災害予防計画			
第5章	建築物・公共土木施設等の耐震化	1067	表	・表現の適正化（農林水産課）
第3節	河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保			
修正内容				
第6項	ため池			
	資料編に掲載のとおり、市内には堤体が決壊するおそれのある危険ため池が2か所ある。 地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合等を推進するものとする。			
	資料編　〔水　防〕○市内危険ため池一覧 ○市内危険ため池一覧			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第2編 災害予防計画 第8章 災害応急体制の整備 第1節 職員の体制	1083 ～ 1086	表	・組織改編
修 正 内 容			

2 配備基準による配備課等

職員配備基準の明確化を図るため、配備課、配備者について、あらかじめ次のように定める。

配備 体制	配備基準	配 備 課	配 備 人 数		業 務 内 容	職員配 備 基 準
			震度3	津波 注意報		
第1 警 戒 体制	光市に震 度3の地 震発生 山口県瀬 戸内海沿 岸に津波 注意報	防災危機管理課 総務課 人材育成・ 女性活躍推進室	全職員 1	全職員 4	1 地震・津波情報の収集 2 海岸部を始め住民への 津波避難情報の提供 3 職員配備等の各部との 連絡調整 4 被災情報、避難情報等の 取りまとめ及び報告 5 県、関係機関等との連絡 調整	あらか じめ所 属長が 指名し た職員
		大和支所 住民福祉課	1		1 地震・津波情報の収集 2 被災情報等の取りまと め及び報告	
		企 画 調 整 課 財 政 課 行 政 経 営 室 情報・DX推進課	1 1	4 1 2	1 広報車による海岸部へ の広報 2 報道への対応 3 ホームページの開設及 び情報提供	
		生 活 安 全 課 人 権 推 進 課		2	1 地震・津波情報の収集 2 交通災害による市民被 害等の取りまとめ及び報 告 3 あさえふれあいセンタ ーの開設準備	
		地 域 づ く り 推 進 課	1	1	1 海岸部避難所（牛島、室 積、光井、島田、浅江の各 コミュニティセンター）の 開設準備 2 施設の安全確認	
		福 祉 総 務 課 高齢者支援課 <u>介護老人保健施設清算室</u> <u>介護老人保健施設民営化準備室</u> <u>こ—子—ど も 家 庭 課</u> <u>こ ど も 政 策 課</u> 健 康 増 進 課	1 1	3 3 <u>1 2</u> <u>1</u> 2	1 総合福祉センターの避 難所開設の準備 2 海岸部の避難行動要支 援者との連絡調整 3 社会福祉施設等との連 絡調整 4 関係機関等との連絡調 整	
		農 林 水 産 課	2	11	1 災害危険箇所のパトロ	

						ール 2 関係施設や水門設備等の津波対策の実施 3 漁協との連絡調整 4 海面潮位の観測及び報告		
		観光・シティプロモーション推進課		1		1 観光施設との連絡調整 2 海水浴、観光客への津波及び避難情報の提供		
		監理課 道路河川課	1	全職員 全職員		1 災害危険箇所のパトロール 2 水門等の閉鎖 3 海面潮位の監視		
		建築住宅課		2		1 市営住宅等との連絡調整		
		都市政策課	1	2		1 関係施設等のパトロール 2 他課の津波対策の応援協力		
		公共交通課 公政策課		1		1 牛島海運及び市内公共交通機関との連絡調整		
		下水道課		2		1 海岸部の下水道施設の被災警戒 2 関係機関等との連絡調整		
		教育総務課 <u>ひかり学園推進課</u> 文化・社会教育課 スポーツ課 推進課	1 1	3 2		1 学校、教育関係施設の安全確認 2 体育施設、設備等の安全確認		

配備体制	配備基準	配 備 課	配 備 人 数		業 務 内 容	職員配備基準
			震度4	津波警報		
第2警戒体制	光市に震度4の地震発生	防災危機管理課 総務課 人材育成・女性活躍推進室 入札監理課	全職員 4 1	全職員 全職員 全職員	1 地震・津波情報の収集 2 海岸部を始め住民への避難勧告等の発令 3 職員配備等各部との災害対策の連絡調整 4 被災情報、避難情報等の取りまとめ及び報告 5 県、関係機関等との連絡調整	あらかじめ所属長が指名した職員
		大和支所 住民福祉課	<u>1</u> <u>2</u>	1	1 被災情報等の取りまとめ及び報告 2 他部の応援	
		各出張所	各1	各1	1 管内の被害状況の把握等	

山口県瀬戸内海沿岸に津波警報	企 画 調 整 課 財 政 課 行 政 経 営 室 情報・DX推進課	4 1 2	全職員 全職員 全職員	1 広報車による海岸部への広報 2 報道への対応 3 ホームページの開設及び情報提供
	税 務 課 収 納 対 策 課	7 —4 —3	全職員 全職員	1 人的・家屋等の被害状況の調査 2 避難誘導に関すること 3 その他市内の情報収集
	会 計 課	1	2	1 施設等の安全確認
	市 民 課	2	4	1 避難勧告等に係る住民情報の整理 2 安否確認資料、被災者名簿等の作成
	生 活 安 全 課 人 権 推 進 課	2 1	全職員 1	1 地震・津波情報の収集 2 交通災害による市民被害等の取りまとめ及び報告 3 あさえふれあいセンターの開設準備
	地 域 づ く り 推 進 課	1	2	1 海岸部避難所(牛島、室積、光井、島田、浅江の各コミュニティセンター)の開設 2 その他コミュニティセンターの避難所開設準備 3 関係施設等のパトロール 4 関係団体等との連絡調整
	環 境 政 策 課	2	4	1 関係施設等のパトロール、警戒等 2 関係機関との連絡調整 3 避難所(ペット関連)の開設準備
	環 境 事 業 課	1	2	1 関係施設等のパトロール、警戒等 2 関係機関との連絡調整
	福 祉 総 務 課 高 齢 者 支 援 課 <u>介護老人保健施設清算室</u> <u>介護老人保健施設民営化準備室</u> <u>こども家庭課</u> <u>こども政策課</u> 健 康 増 進 課	5 5 3 5 3 4 5	全職員 全職員 全職員 6 8	1 総合福祉センターの避難所開設の準備 2 海岸部の避難行動要支援者との連絡調整 3 社会福祉施設、保育園等との連絡調整 4 災害救助等 5 避難者の相談、健康対応

			農 林 水 産 課	全職員	15	1 災害危険箇所のパトロール 2 関係施設との連絡調整 3 関係施設や水門設備等の津波対策の実施 4 海面潮位の観測及び報告		
			商 工 振 興 課 観光・シティプロモーション推進課	1 1	1 2	1 商工観光施設との連絡調整 2 海水浴、観光客への津波及び避難情報の提供		
			監 理 課 道 路 河 川 課	全職員 全職員	全職員 全職員	1 災害危険箇所のパトロール 2 水門等の閉鎖 3 海面潮位の監視		
			建 築 住 宅 課	全職員	全職員	1 市営住宅等との連絡調整		
			都 市 政 策 課 下 水 道 課	全職員 6	全職員 全職員	1 関係施設等のパトロール、警戒等 2 関係機関との連絡調整		
			公共交通政策課	1	1	1 牛島海運及び市内交通機関等との連絡調整		
			教 育 総 務 課 <u>ひかり学園推進課</u>	全職員	全職員	1 学校、教育関係施設の避難所開設準備		
			学 校 教 育 課 部活動改革推進室	全職員	全職員	2 学校、教育関係施設の安全確認		
			人 権 教 育 課 文化・社会教育課	全職員 全職員	全職員 全職員	3 体育施設、設備等の安全確認		
			ス ポ ー ツ 推 進 課	1	2			
			図 書 館	1	1	1 避難施設の開設		
			学 校 給 食 セ ン タ ー	2		1 関係施設等のパトロール、警戒等 2 関係機関との連絡調整		
			議 会 事 務 局	2	全職員	1 議員との連絡調整		

項 目		頁	行	修正の理由
震災対策編		1092	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
第2編 災害予防計画				
第8章 施設、設備等の応急復旧体制				
第3節 自衛隊との連携体制				
修 正 内 容				
陸 上 自 衛 隊	第17普通科連隊	山口市	083—922—2281 県庁内線 (5184) 防災無線(衛星系) <u>035</u> -217	

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第 2 編 災害予防計画 第 1 6 章 施設、設備等の応急復旧体制	1121	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (組織改編)
修 正 内 容			
施設、設備等の応急復旧体制 公共施設等の応急復旧体制 ライフライン施設の応急復旧体制 公共土木施設等 公共施設 鉄道施設 水道事業者 下水道事業者 電気事業者・送配電事業者 ガス事業者 通信事業者			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第 2 編 災害予防計画 第 1 6 章 施設、設備等の応急復旧体制 第 2 節 ライフライン施設の応急復旧体制	1122	20	・ 山口県地域防災計画の修正 （組織改編）
修 正 内 容			
第 3 項 電気事業者 <u>・送配電事業者</u> （中国電力ネットワーク（株））			

項 目		頁	行	修正の理由																																					
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動計画 第1節 市の活動体制		1153	表	・表現の適正化（防災危機管理課）																																					
修 正 内 容																																									
<table><tr><td>通知又は公表先</td><td>担当課</td><td>主な通知又は公表方法</td></tr><tr><td>庁 内 各 部</td><td>防災危機管理課</td><td>庁内放送、電話、口頭、庁内LAN、IP無線</td></tr><tr><td>大 和 支 所</td><td>〃</td><td>電話、FAX、市防災行政無線、庁内LAN、IP無線</td></tr><tr><td>各 出 張 所</td><td>〃</td><td>電話、FAX、市防災行政無線、庁内LAN</td></tr><tr><td>市 出 先 機 関</td><td>各主管担当課</td><td>電話、FAX、市防災行政無線（一部）、庁内LAN</td></tr><tr><td>県 防 災 危 機 管 理 課 周 南 県 民 局</td><td>防災危機管理課</td><td>県防災情報システム、県防災行政無線、電話、FAX、文書</td></tr><tr><td>光 地 区 消 防 組 合</td><td>〃</td><td>県防災行政無線、市防災行政無線、電話、FAX、使送、 庁内LAN、IP無線</td></tr><tr><td>光 警 察 署</td><td>〃</td><td>市防災行政無線、電話、FAX、使送</td></tr><tr><td>指 定 地 方 行 政 機 関 指 定 公 共 機 関 指 定 地 方 公 共 機 関</td><td>〃</td><td>電話、FAX、県防災行政無線</td></tr><tr><td>近 隣 市 町</td><td>〃</td><td>県防災情報システム、県防災行政無線、電話、FAX</td></tr><tr><td rowspan="3">一 般 住 民</td><td>企 画 調 整 課</td><td>広報車、電話（自治会長等を通じて）</td></tr><tr><td>防災危機管理課</td><td>防災行政無線、防災広報ダイヤル、メール配信サービス、 防災情報電話通知サービス、市SNS、<u>防災ポータル</u></td></tr><tr><td><u>情報・DX推進課</u> <u>情報推進課</u></td><td>市ホームページ</td></tr></table>					通知又は公表先	担当課	主な通知又は公表方法	庁 内 各 部	防災危機管理課	庁内放送、電話、口頭、庁内LAN、IP無線	大 和 支 所	〃	電話、FAX、市防災行政無線、庁内LAN、IP無線	各 出 張 所	〃	電話、FAX、市防災行政無線、庁内LAN	市 出 先 機 関	各主管担当課	電話、FAX、市防災行政無線（一部）、庁内LAN	県 防 災 危 機 管 理 課 周 南 県 民 局	防災危機管理課	県防災情報システム、県防災行政無線、電話、FAX、文書	光 地 区 消 防 組 合	〃	県防災行政無線、市防災行政無線、電話、FAX、使送、 庁内LAN、IP無線	光 警 察 署	〃	市防災行政無線、電話、FAX、使送	指 定 地 方 行 政 機 関 指 定 公 共 機 関 指 定 地 方 公 共 機 関	〃	電話、FAX、県防災行政無線	近 隣 市 町	〃	県防災情報システム、県防災行政無線、電話、FAX	一 般 住 民	企 画 調 整 課	広報車、電話（自治会長等を通じて）	防災危機管理課	防災行政無線、防災広報ダイヤル、メール配信サービス、 防災情報電話通知サービス、市SNS、 <u>防災ポータル</u>	<u>情報・DX推進課</u> <u>情報推進課</u>	市ホームページ
通知又は公表先	担当課	主な通知又は公表方法																																							
庁 内 各 部	防災危機管理課	庁内放送、電話、口頭、庁内LAN、IP無線																																							
大 和 支 所	〃	電話、FAX、市防災行政無線、庁内LAN、IP無線																																							
各 出 張 所	〃	電話、FAX、市防災行政無線、庁内LAN																																							
市 出 先 機 関	各主管担当課	電話、FAX、市防災行政無線（一部）、庁内LAN																																							
県 防 災 危 機 管 理 課 周 南 県 民 局	防災危機管理課	県防災情報システム、県防災行政無線、電話、FAX、文書																																							
光 地 区 消 防 組 合	〃	県防災行政無線、市防災行政無線、電話、FAX、使送、 庁内LAN、IP無線																																							
光 警 察 署	〃	市防災行政無線、電話、FAX、使送																																							
指 定 地 方 行 政 機 関 指 定 公 共 機 関 指 定 地 方 公 共 機 関	〃	電話、FAX、県防災行政無線																																							
近 隣 市 町	〃	県防災情報システム、県防災行政無線、電話、FAX																																							
一 般 住 民	企 画 調 整 課	広報車、電話（自治会長等を通じて）																																							
	防災危機管理課	防災行政無線、防災広報ダイヤル、メール配信サービス、 防災情報電話通知サービス、市SNS、 <u>防災ポータル</u>																																							
	<u>情報・DX推進課</u> <u>情報推進課</u>	市ホームページ																																							

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第 3 編 災害応急対策計画 第 1 章 応急活動計画 第 2 節 災害対策総合連絡本部	1169	図	・組織改編
修 正 内 容			
別表第 1 「市本部組織図」を別紙 1 のとおり修正する。			

項 目	頁	行	修正理由
震災対策編 第 3 編 災害応急対策計画 第 1 章 応急活動計画 第 2 節 災害対策総合連絡本部	1170 ~ 1177	表	・組織改編
修 正 内 容			
別表第 2 「部、班の編成及び掌握事務」を別紙 2」のとおり修正する。			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	1194 1195	5 表	・ 山口県地域防災計画の修正 (長周期地震動の追加) (表現の適正化)
修 正 内 容			
(4) 緊急地震速報 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民等に情報提供をする。なお、震度6弱以上<u>または長周期地震動階級4</u>の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。 下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。 注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。 (5) 地震情報の種類とその内容 地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。			
地震情報の種類	発表基準	内 容	
震度速報	・ 震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。	
震源に関する情報	・ 震度3以上 (津波警報等 <u>または注意報</u> を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	
震源・震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・ 震度1.3以上 ・ 津波警報・ <u>注意報発表または若干の海面変動が予想されたとき</u> 等発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報(警報)発表時した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1.3以上 <u>を観測した地点と観測した震度の地域名と市町村名</u> を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村 <u>・ 地点名毎の観測した震度</u> を発表。	
<u>各地の震度に関する情報</u>	・ <u>震度1以上</u>	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</u> <u>※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震につ</u>	

		いてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、 <u>個別の観測点毎に</u> 震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 <u>（地震発生から10分後程度で1回発表）</u>
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を<u>地震発生から</u>概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間半程度で発表</u>
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

項 目		頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画		1198	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容				
光 市	2 近地地震、津波に対する自衛措置 (3) 津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない <u>状況にある</u> 場合、及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなったとき、市長は、気象業務法施行令第8条の規定に基づき、「津波警報」 <u>をすることができる</u> 発表し、 <u>適切な措置を講じるものとする。</u>			

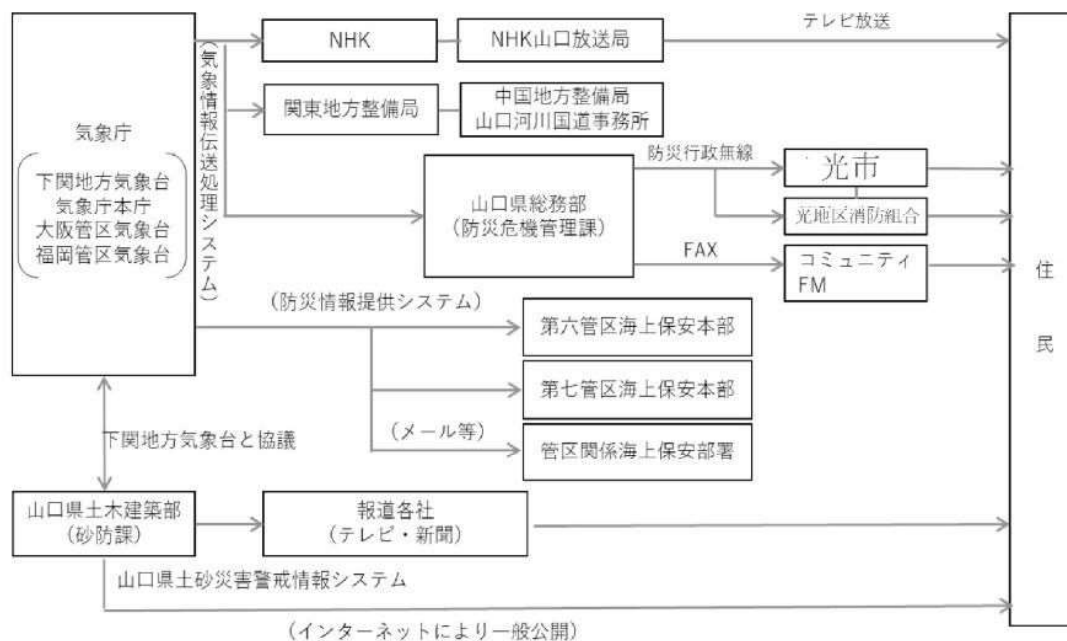
項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	1199	表	・山口県地域防災計画の修正 (気象台体制変更に伴う修正)
修 正 内 容			
(1) 通報系統図			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	1202	図	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

8 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする



項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	1203	図	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
8 土砂災害緊急情報の伝達 <pre> graph LR A[地すべりによる重大な土砂災害に関する情報] --> B[山口県土木建築部 (土砂防課)] B -- 指示 --> C[土木建築事務所] C -- 緊急調査の実施 --> B B -- 結果報告 --> D[山口県警察本部] B -- 結果報告 --> E[山口県総務部 (防災危機管理課)] B -- 結果報告 --> F[報道各社 (テレビ・新聞)] B -- 結果報告 --> G[中国地方整備局 山口河川国道事務所] D -- 警察経路 --> H[光警察署] E -- 防災行政無線 --> I[光市] E -- 防災行政無線 --> J[光地区消防組合] H --> K[住民] I --> K J --> K G -- "(インターネットにより一級に公開)" --> K </pre> 図は、土砂災害緊急情報の伝達フローを示しています。左側には「地すべりによる重大な土砂災害に関する情報」のボックスがあり、これが「山口県土木建築部（土砂防課）」へとつながります。土木建築部からは「土木建築事務所」へ「指示」が行き、事務所からは「緊急調査の実施」が行われ、結果が「結果報告」で土木建築部に送られます。また、土木建築部からは「山口県警察本部」、「山口県総務部（防災危機管理課）」、「報道各社（テレビ・新聞）」、「中国地方整備局 山口河川国道事務所」へ「結果報告」が行われます。警察本部からは「光警察署」へ「警察経路」で情報が伝達されます。総務部からは「光市」と「光地区消防組合」へ「防災行政無線」で情報が伝達されます。最後に、光警察署、光市、光地区消防組合、および中国地方整備局（インターネットによる一級公開）からの情報はすべて「住民」へと伝達されます。			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第2節 災害情報収集・伝達計画	1207	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
消防庁報告先			
回 線 別		平日 (9:30～18:30) 〔応急対策室〕	左記以外 〔宿直室〕
電 子 メ ー ル		fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp	
N T T 回 線	電 話	03—5253—7527	03—5253—7777
	F A X	03—5253—7537	03—5253—7553
<u>防災無線（衛星系）</u> <u>地域衛星通信ネットワーク</u>	電 話	405—048—500—7860	405—048—500—7782
	F A X	405—048—500—7537	405—048—500—7789

項	目	頁	行	修正の理由				
震災対策編				・表現の適正化（下水道課）				
第3編	災害応急対策計画							
第17章	公共施設等の応急復旧計画	1282	表					
第1節	公共土木施設							
修 正 内 容								
<table><tr><th>実 施 機 関 名</th><th>応 急 復 旧 対 策</th></tr><tr><td>市 (建設部) (経済部) <u>(都市政策部)</u></td><td>(1) 水防活動と並行して市が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。 (2) 被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じる。 (3) 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。 (4) 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。</td></tr></table>					実 施 機 関 名	応 急 復 旧 対 策	市 (建設部) (経済部) <u>(都市政策部)</u>	(1) 水防活動と並行して市が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。 (2) 被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じる。 (3) 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。 (4) 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。
実 施 機 関 名	応 急 復 旧 対 策							
市 (建設部) (経済部) <u>(都市政策部)</u>	(1) 水防活動と並行して市が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。 (2) 被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じる。 (3) 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。 (4) 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。							

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第 3 編 災害応急対策計画 第 1 8 章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第 5 節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な避難救助に関する事項	1309	10	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
第 3 項 避難対策等 5 市は、居住者等が津波襲来来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第18章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な避難救助に関する事項	1310	28	・ 山口県地域防災計画の修正 （表現の適正化）
修 正 内 容			
第6項 交通対策 1 道路 県公安委員会及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第 3 編 災害応急対策計画 第 1 8 章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第 8 節 防災訓練計画	1316	32	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
3 1 の防災訓練は、地震発生から津波 襲来 来襲 までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。			

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 防災機関・団体	1401	表	・時点修正（下水道課）

修 正 内 容

第 2 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
県総務部防災危機管理課	山口市滝町 1 番 1 号	083—933—2367
周南県民局	周南市毛利町二丁目 38 番地	0834—33—6401
周南健康福祉センター （周南環境保健所）	〃	0834—33—6421
周南農林水産事務所（総務課）	〃	0834—33—6451
周南土木建築事務所	〃	0834—33—6471
周南港湾管理事務所	〃 築港町 9 番 1 号	0834—21—1787
東部家畜保健衛生所（畜産部）	柳井市南町一丁目 10 番 3 号	0820—22—2416
周南農林水産事務所水産部	〃 南町三丁目 9 番 3 号	0820—22—0740
周南流域下水道浄化センター	光市大字浅江 929 番地 125	0833—72— 4444 7096

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 防災機関・団体	1402	表	・関係機関の見直しによるもの (時点修正)

修 正 内 容

第 6 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
山口合同ガス（株）徳山支店	周南市周陽 三丁目 4 番 2 0 号 二丁目 8 番 5 号	0834—28—6000
防長交通（株）周南営業所	下松市南花岡五丁目 9 番 1 号	0833—43—2200

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 防災機関・団体	1403	表	・関係機関の見直しによるもの (組織改編に伴うもの)

修 正 内 容

第 1 1 その他公共的団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
山口県農業協同組合周南統括本部	下松市西柳二丁目 3 番 48 号	0833—41—3100
山口県農業協同組合南すおう統括本部	柳井市中央三丁目 16 番 1 号	0820—22—9787
山口県漁業協同組合光支店	光市室積二丁目 17 番 13 号	0833—78—0130
山口県東部森林組合光事業本部 光大和森林組合	〃 中央五丁目 12 番 1 号	0833—72—4190
光商工会議所	〃 島田四丁目 14 番 15 号	0833—71—0650
大和商工会	〃 大字岩田 24882356 番地 30-1	0820—48—2705
光市社会福祉協議会	〃 光井二丁目 2 番 1 号	0833—74—3020
大和町建設業協同組合	〃 大字束荷 1950 番地	0820—48—1888
光市管工事協同組合	〃 島田一丁目 16 番 17 号	0833—72—4775
光市医師会	〃 島田四丁目 14 番 15 号	0833—72—2234
光市歯科医師会	〃 島田四丁目 14 番 15 号	0833—72—8680
山口県薬剤師会光支部	〃 室積大町 22 番 16 号	0833—78—1101
光市薬業組合	〃 室積中央町 1 番 1 号	0833—78—1902
中国ジェイアールバス(株) — 周防営業所	〃 虹ヶ浜一丁目 7 番 26 号	0833—71—0302

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 防災機関・団体	1404	表	・関係機関の見直しによるもの (組織改編に伴うもの) ・表現の適正化
修 正 内 容			
○光市防災会議委員名簿			
4 号 委 員	副市長（会長代理）		
	政策企画部長		
	総務部長		
	環境市民部長 市民部長		
	福祉保健部長 環境部長		
	経済部長 福祉保健部長		
	建設部長 経済部長		
	都市政策部長 建設部長		
	教育部長		
	水道局長		
	病院局管理部長		
5 号 委 員	市教育長		
6 号 委 員	光地区消防組合消防本部消防長		
	市消防団長		
7 号 委 員	西日本電信電話（株）山口支店長		
	西日本旅客鉄道（株）徳山駅長		
	中国電力ネットワーク（株）周南ネットワークセンター所長		
	防長交通（株）周南営業所長		
	山口合同ガス（株）徳山支店長		
	日本郵便（株）光郵便局長		
	光市医師会長		
	中国ジェイアールバス（株）周防営業所長		
略	略		

項	目	頁	行	修正の理由
資料編	防災機関・団体	1416	表	・時点修正（防災危機管理課）
修正内容				
令和6年4月10日現在				
	組織名称	設立年月日	管轄区域、基礎となる団体等	管轄消防分団
略				
125	西庄防災安全団	令和5年9月9日	立野 西庄自治会	第8分団
126	平岡台自治会自主防災組織	令和6年4月10日	浅江 平岡台自治会	第1分団

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 救援施設等	1435 1436	16	・時点修正（光市医師会、健康増進課）

修 正 内 容

○市内医療機関一覧

地区	医 療 機 関 名	住 所	電話番号	診 療 科 目	病床数
浅江	略				
	ひかり医院	光ヶ丘5番18号	74-1223	内・皮・ 脳外	0
島田	いのうえ内科クリニック	島田六丁目13番26号	74-2211	内	0
	大田病院	島田五丁目3番1号	77-0621	精・神	204
	日本製鉄(株)九州製鉄所 光診療所	大字島田3434番地	71-5020	精	0
	多田クリニック	島田一丁目1番21号	74-2960	内・循・消・外・リハ	0
	光中央病院	島田二丁目22番16号	72-0676	内・放・整・小整外・外・麻・呼・消・脳外・リハ・乳外・アレルギー・ 肛 ・ 内視鏡内科	98
	耳鼻咽喉科前田医院	島田二丁目18番3号	71-0271	耳鼻咽喉	0
	吉村医院	島田二丁目4番33号	71-0111	内・循内	0
	周南ホームケアクリニック	島田二丁目23番8号 原田第一ビル1階	48-8878	内	0
	武田薬品工業株式会社 光工場 診療所	光井字武田 4720	71-5625	内	0
光井	市川医院	中央三丁目2番26号	72-5700	内・リハ・ 麻 ・消・循・ 呼 ・糖尿・神内・ 外	7
	広田医院	中央二丁目15番1号	71-0225	内・児・皮	0
	光市休日診療所	光井二丁目2番1号	74-1399	内・外	0
	松島こどもクリニック	光井三丁目7番30号	74-2552	児・アレルギー	0
	ひかり腎泌尿器科クリニック	中央四丁目5番8号	48-5000	内・泌	0
室積	光市牛島診療所	大字牛島762番地1	79-3197	内	0
	近藤整形外科	室積一丁目7番15番	78-0128	整・皮・リハ	0
	たけなか医院	室積中央町5番5号	78-0074	内・外・循・消・児・リハ	0
	田村医院	室積大町22番20号	79-1231	内・児・循	0
	平岡医院	室積松原4番7号	79-1500	外・内・胃・リハ・麻	0
三井	河村循環器神経内科	三井六丁目18番1号	77-0606	内・児	1
周防	光武医院	大字小周防1633番地1	77-3800	胃・外・リハ・放・麻・皮	0
大和	光市立大和総合病院	大字岩田974番地	0820 - 48 - 2111	内・呼・消・循・外・整・婦・児・耳・歯・歯外・眼・脳外・脳内・ リハ ・ 放 ・ 泌 ・ 小歯	243

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 救護施設等	1437	16	・時点修正（健康増進課）

修 正 内 容

○市内歯科医院一覧

	歯 科 医 院	診 療 科 目	所 在 地	電 話 番 号
浅江	あさえ歯科クリニック	一般 歯科・小児歯科	浅江四丁目1番19号	48—8241
	儀本歯科医院	歯科	浅江三丁目25番9号	72—4200
	諏訪歯科医院	歯科	浅江三丁目20番1号	72—5755
	中川歯科医院	歯科	宮ノ下町11番6号	72—8049
	平田歯科医院	歯科 →小児歯科	虹ヶ丘一丁目19番1号	72—8148
	くにもと歯科	歯科・矯正歯科・小児歯科・ 歯科口腔外科	虹ヶ浜一丁目5番37号	48—8750
島田	大上歯科医院	歯科	島田四丁目11番15号	71—4606
	くもい歯科医院	歯科	島田一丁目11番25号	72—8001
	しまた歯科医院	歯科	島田一丁目2番17号	72—5545
	よしはら歯科クリニック	歯科・小児歯科	上島田三丁目10番15号	76—0820
光井	すずぎ歯科医院	歯科・小児歯科	光井四丁目34番8号	71—4144
	佃歯科医院	歯科	光井九丁目10番10号	72—5337
	藤本歯科診療所	歯科・矯正歯科・小児歯科	中央五丁目11番7号	71—1342
	みなみ歯科医院	歯科	中央三丁目1番5号	72—8888
室積	たむら歯科	歯科	室積新開二丁目3番1号	79—0120
	松田歯科クリニック	歯科	室積松原4番3号	79—2533
	守田歯科医院	歯科・小児歯科	室積松原15番7号	78—0457
	友愛歯科医院	歯科・小児歯科	室積四丁目1番1号	79—0517
大和	ひかり歯科クリニック	歯科・小児歯科	大字岩田2346番地1	0820—48—3933 <u>0820-25-3933</u>
	大和歯科医院	歯科	大字岩田2483番地6	0820—48—4978
	光市立大和総合病院	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	大字岩田974番地	0820—48—2111

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 救護施設等	1438	表	・時点修正（健康増進課）

修 正 内 容

○市内薬局一覧

地区	店 名	住 所	電 話 番 号	備 考
浅江	あいりす薬局	虹ヶ浜一丁目 9 番 13 号	44—7337	
	エイト薬局	光ヶ丘 3 番 3 号	48— 8538 8618	
	エスマイル薬局浅江店	浅江一丁目 17 番 23 号	72—7189	
	うみがめ薬局	浅江一丁目 11 番 26 号	71—5331	
	オリーブ薬局光店	虹ヶ浜三丁目 16 番 30 号 102	74—0080	
	かしわや薬局きぞの店	大字浅江 1340 番地 1	72—9370	
	かしわや薬局本店	浅江一丁目 9 番 11 号	71—0103	
	なないろ薬局	虹ヶ浜三丁目 7 番 25 号	44—9500	
	ひかり中央薬局	木園一丁目 8 番 5 号	74—1193	
	(株)ファミリー薬局	光ヶ丘 2 番 2 号	74—0312	
	(有)みどり薬局光店	浅江三丁目 9 番 6 号	72—1151	
	レインボー薬局	浅江三丁目 17 番 20 号	74—0711	
	ココカラファイン薬局光店	木園一丁目 5 番 28 号	72—8881	
	さくら薬局ひかり店	光ヶ丘 6 番 2 号	48—6370	
	セブン薬局光店	光市浅江三丁目 1 番 26 号 2 F	74—0770	
	光ヶ丘薬局	光ヶ丘 5 番 17 号	48—9531	
	イオン薬局光店	大字浅江字木園 1756 番地 1	71—2971	
略				
大和	むさし薬局	大字岩田 2356 番地 3978 番地 3	0820—48—8800	
	やまと薬局	大字岩田 2481 番地 1	0820—48—5511	

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 輸送	1440	表	・時点修正（大和支所住民福祉課、都市政策課、環境事業課、農林水産課）

修 正 内 容

〔輸 送〕

○市公用車一覧

	軽自動車	小型・普通自動車	その他	計
総 務 課	5	11	1	17
税 務 課	1			1
収納対策課	2			2
生活安全課		1		1
あさえふれあいセンター		1		1
地域づくり推進課	9			9
大和支所住民福祉課	1			1
環境政策課	2			2
環境事業課	3 2	1	5	8
下水道課	3			3
深山浄苑	1			1
総合福祉センター	8	6		14
農林水産課	6 4	1 2		7 6
商工振興課		1		1
観光・シティプロモーション推進課	1			1
監 理 課	2			2
道路河川課	4	1	4	9
建築住宅課	1	1		2
都市政策課	3 2	0 1	1	4
教育委員会	5	4		9
学校給食センター	1		4	5
市議会事務局		1		1
消 防 団		1	16	17
合 計	55 4	31 32	31	117

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 水防	1473	表	時点修正（高齢者支援課） 表現の適正化（健康増進）
修 正 内 容			
「市内要配慮者利用施設一覧（浸水想定区域）」を別紙３のとおり修正する。			

項目	頁	行	修正の理由
資料編 水防	1476	表	・時点修正（高齢者支援課）
修正内容			
「市内要配慮者利用施設一覧（高潮浸水想定区域）」を別紙４のとおり修正する。			

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 水防	1480	表	・時点修正（高齢者支援課）

修 正 内 容

○市内要配慮者利用施設（津波災害警戒区域）一覧

番号	施設種類	施 設 名	住所	電話	F A X	その他
1	介護保険施設	光市牛島憩いの家 デイサービスセンター	大字牛島 708 番地 4	74—3020 （光市社 会福祉協 議会）	74—3073 （光市社 会福祉協 議会）	停 電 時 は 広 報 車 等 で直接伝達
2	医 療 施 設	光市牛島診療所	大字牛島 762 番地 1	79—3197	-	
3	障害者福祉施設 介護保険施設	福祉メイキングスタジ オうみべ	室積六丁目 13 番 28 号	48—8232	48—8249	
4	高齢者施設	養護老人ホーム海光苑	室積七丁目 18 番 20 号	48-5665	48-5666	
5-4	介護保険施設	デイサービス美ら海	室積八丁目 3 番 1 号	79—3322	79—3333	

—

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 水防	1485	表	・関係機関の見直しによるもの (時点修正) 表現の適正化(農林水産課)

修 正 内 容

○市内防災重点ため池一覧

整理 番号	ため池 名	所 在 地	ため池規模			避難場所		危険た め池の 指定状 況
			堤高	堤長	貯水量	第一場所	第二場所	
1	景平	大字室積村	8.0	38	37,000	伊保木コミュニティセンター		
2	宮ノ尾2号	大字島田	7.6	163	20,000	島田コミュニティセンター	地域づくり支援センター	
3	宮ノ尾1号	大字島田	10.3	92	23,100	島田コミュニティセンター	地域づくり支援センター	○
4	守田	大字小周防	3.2	25	1,000	周防コミュニティセンター	周防小学校体育館	○
45	柏木	大字浅江	4.1	57	6,200	浅江小学校体育館	テクノキャンパス研修センター	
56	畑村	大字三井	4.3	49	3,600	三井小学校体育館	やよい幼稚園	○
67	山崎	大字三井	3.9	66	3,700	三井小学校体育館	やよい幼稚園	
78	岩狩	大字三井	3.6	42	5,200	三井小学校体育館	やよい幼稚園	
89	山代	大字三井	3.4	85	3,600	三井小学校体育館	やよい幼稚園	<u>○</u>
9+10	神原池	大字束荷	3.4	60	1,500	束荷小学校体育館		
10+11	八ヶ宗	大字束荷	4.4	45	7,000	束荷小学校体育館		
11+12	宮重	大字岩田	3.8	70	2,700	大和スポーツセンター	岩田小学校体育館	

-

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 水防	1487	表	・関係機関の見直しによるもの (時点修正)
修 正 内 容			
「市内危険ため池一覧」を別紙5のとおり修正する。			

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 災害危険箇所	1494 1495	表	・関係機関の見直しによるもの (時点修正) ・時点修正 (農林水産課)

修 正 内 容

第 1 山腹崩壊危険地区一覧

区 分		位 置		公共施設等					
		大字	字	人家戸数				公共施設	道路
				50 戸 以上	49～ 10 戸	9 ～ 5 戸	4 戸 以下		
略									
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	今宮	0	0	6	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	才役	0	17	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	重平	0	0	7	0	0	
<u>民有林</u>	<u>山腹崩壊危険地</u>	<u>岩田</u>	<u>森ヶ迫</u>	<u>0</u>	<u>40</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>市</u>
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	重松	0	0	9	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	三斗代	0	0	7	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	上岩田	0	0	8	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	上岩田	0	0	0	1	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	上岩田	0	0	6	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	中岩田	0	0	5	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	下岩田	0	0	6	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	下岩田	0	13	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	慶見	0	0	9	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	雨桑	0	21	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	景	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	大峠	0	0	5	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	坂根	0	0	0	2	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	森ヶ迫	0	40	0	0	0	市
<u>民有林</u>	<u>山腹崩壊危険地</u>	<u>塩田</u>	<u>重平</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>7</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	田中	0	0	7	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	中坪	0	0	5	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	明神	0	0	5	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	勘田	0	26	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	大峠	0	15	0	0	0	市

民有林	山腹崩壊危険地	塩田	矢嶋	0	0	7	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	周地	0	26	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	宗	0	0	0	3	0	
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	宮ヶ迫	0	0	0	3	0	
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	半田	0	0	6	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	横田	0	0	7	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	大地平	0	0	0	1	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	佐田上	0	34	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	入郷	0	12	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	十王	0	0	9	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	小倉	0	0	0	3	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	楠	0	0	0	2	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	森政	0	13	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	実盛	0	0	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	宗弘	0	0	5	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	実盛	0	18	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	森政	0	10	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	大平	0	0	0	4	0	
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	黒杭	0	0	5	0	0	

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 災害危険箇所	1496	16	・関係機関の見直しによるもの (時点修正)

修 正 内 容

第 2 崩壊土砂流出危険地区一覧

区 分	位 置		公共施設等						
	大字	字	人家戸数				公共施設	道路	
			50 戸以上	49～10 戸	9 ～5 戸	4 戸以下			
略									
民有林	崩壊土砂流出危険地	浅江	迫	0	0	0	0	0	国
略									

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 災害危険箇所	1539	16	・時点修正（高齢者支援課、こども政策課）

修 正 内 容

○市内要配慮者利用施設（土砂災害警戒区域）一覧

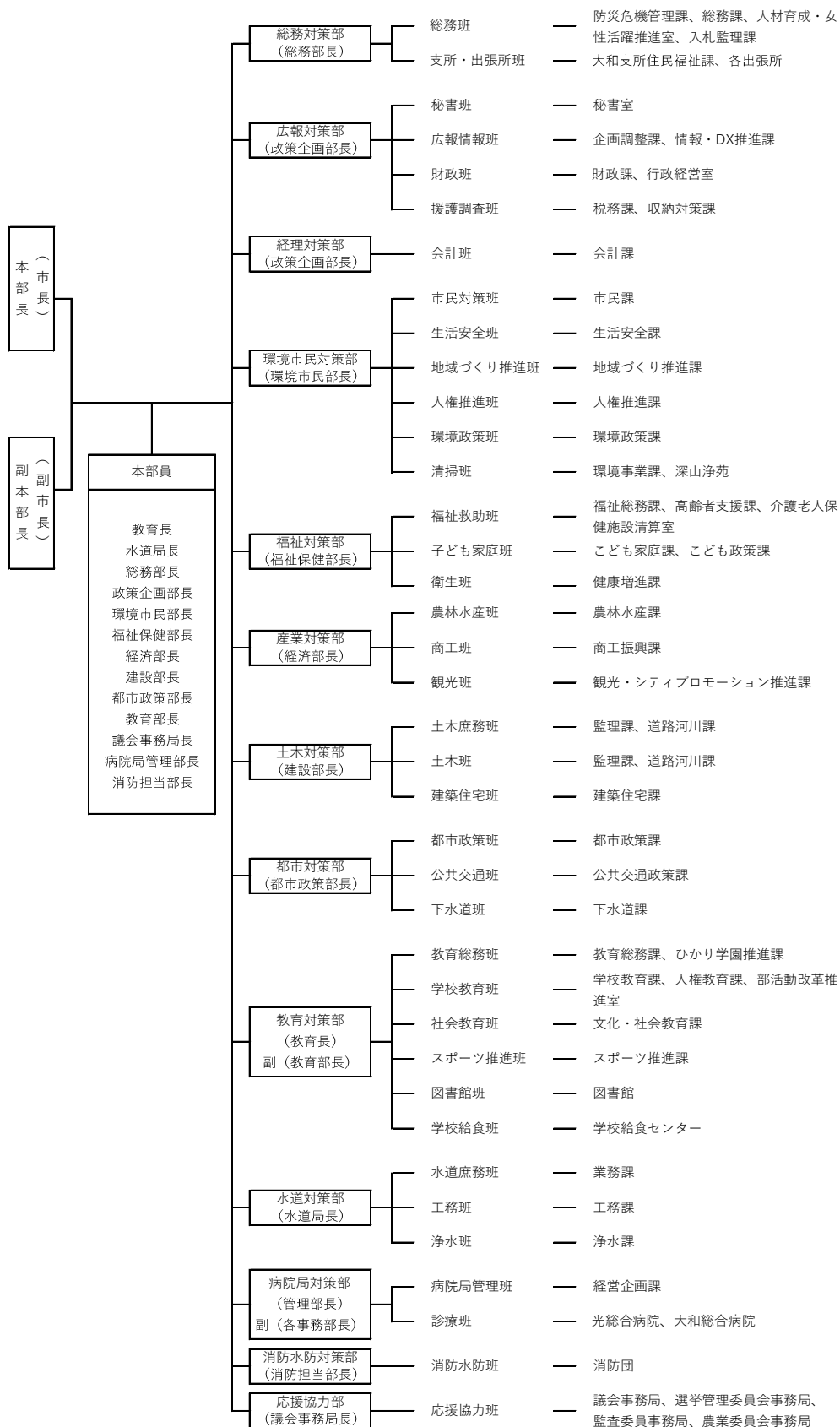
番号	施設種類	施 設 名	住所	電話	F A X	その他
略						略
2	高 齢 者 施 設	養護老人ホーム周防長養園	大字立野717番地	77-0096	77-2855	
略						
<u>14</u>	<u>医 療 施 設</u>	<u>佃歯科医院</u>	<u>光井九丁目 10 番 10 号</u>	<u>72-5337</u>	<u>72-5337</u>	
略						
16	児 童 福 祉 施 設	光市立みたらい保育園	室積東ノ庄30番26号	78-0939	78-0966	
略						

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 その他	1959	16	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」を別紙6のとおり修正する。			

項 目	頁	行	修正の理由
全編共通			
修 正 内 容			
計画全体を通じての修正内容			
1 市の見直しによるもの (1) 組織改正に伴う修正 ア 「子ども家庭課」「介護老人保健施設民営化準備室」を削除する。 イ 「こども家庭課」「こども政策課」「介護老人保健施設清算室」「ひかり学園推進課」を追加する (2) 防災協定の締結及び廃止に伴う修正 ア 締結に伴う記載追加及び「資料編（応援協定等）」への協定書追加 (ア) 「災害時におけるバス利用に関する協定書（アサヒ観光株式会社）」 (イ) 「電気自動車を活用したまちづくりに関する包括連携協定（日産自動車株式会社）（山口日産自動車株式会社）（住友三井オートサービス株式会社）」 (ウ) 「災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書(中国電力ネットワーク株式会社)」 イ 廃止に伴う記載削除及び「（応援協定等）」への協定書削除 (ア) 「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定（ナイスケアまほろば）」 2 その他 組織改正に伴う各節における担当所管の記載変更については、本表への記載を省略する。			

別表第 1

市 本 部 組 織 図



別表第2

部、班の編成及び所掌事務

部・班の編成及び所掌事務は次のとおりとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務に従って防災対策を実施する。

部	班	担当課	所 掌 事 務
総務対策部 部長：総務 部長	総 務 班	防災危機管理課 総 務 課 人材育成・ 女性活躍推進室 入札監理課	1 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 2 各対策部との連絡調整に関すること。 3 本部員会議の庶務に関すること。 4 気象情報等の収集及び伝達に関すること。 5 本部長の指示等の周知・伝達に関すること。 6 職員の動員・配備に関すること。 7 各対策部からの災害情報、被害報告の取りまとめに関すること。 8 県、消防庁への被害報告に関すること。 9 各対策部の不足要員の調整に関すること。 10 県、他市町等への応援要請に関すること。 11 自衛隊の災害派遣要請の要求に関すること。 12 防災用車両の集中管理、配車に関すること。 13 緊急車両の確保に関すること。 14 緊急通行車両の確認申請に関すること。 15 避難情報、避難所情報の収集に関すること。 16 避難指示等に関すること。 17 ライフラインに関する情報の収集、提供に関すること。 18 防災行政無線等の通信手段の確保に関すること。 19 臨時ヘリポートの確保に関すること。 20 自主防災組織との連絡調整に関すること。 21 被害情報資料の作成及び報告事務に関すること。 22 職員の食事の確保に関すること。 23 被害状況の調査に関すること。 24 災害防止及び応急活動の応援に関すること。 25 その他、他対策部に属さない事項に関すること。 26 災害対策本部の運営に関すること
	支所・出張 所 班	大 和 支 所 住民福祉課 各 出 張 所	1 支所・出張所利用者の安全確保対策に関すること。 2 管内の被害状況の取りまとめ、市本部への報告に関すること。 3 管内の関係団体、自治会、自主防災組織との連絡調整に関すること。 4 住民からの問い合わせ、要望、苦情等の取りまとめ、本部との連絡調整に関すること。 5 避難所の開設及び運営等の協力に関すること。 6 支所・出張所の被害状況調査及び応急復旧に関すること。

広報対策部 部長：政策 企画部長	秘 書 班	秘 書 室	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。
	広報情報班	企画調整課 情報・DX推進課	1 部内の庶務並びに連絡調整に関する事。 2 住民等への広報活動に関する事。 3 住民等への避難情報等の連絡に関する事。 4 臨時広報紙等の発行に関する事。 5 災害現場の写真撮影、記録の収集及び保管に関する事。 6 災害情報及び災害応急対策に係る報道機関との調整に関する事。 7 報道機関に対する記者会見等の対応に関する事。 8 災害に関する広聴活動に関する事。 9 災害視察者等に対する応接に関する事。 10 被害状況の調査に関する事。 11 災害防止及び応急活動の応援に関する事。 12 庁内情報システムの保全管理に関する事。 13 システムの被害調査及び応急復旧対策に関する事。 14 市ホームページによる各種災害情報等の提供に関する事。 15 インターネットによる情報収集に関する事。
	財 政 班	財 政 課	1 災害対策の予算編成に関する事。 2 災害対策に必要な財政措置に関する事。 3 市有財産の被害状況の取りまとめに関する事。 4 被害状況の調査に関する事。 5 災害防止及び応急活動の応援に関する事。 6 部内他班への応援協力に関する事。
	援護調査班	税 務 課 収納対策課	1 避難所の開設・運営の協力に関する事。 2 救援物資の受取り、仕分け、配分等に係る応援に関する事。 3 土地・家屋、被災者等の被害状況調査に関する事。 4 市民税・国民健康保険税等の減免、徴収猶予等の措置に関する事。 5 被害状況の調査に関する事。 6 災害防止及び応急活動の応援に関する事。 7 部内他班・他部への応援協力に関する事。
経理対策部 部長：政策 企画部長	会 計 班	会 計 課	1 災害経費の出納に関する事。 2 救護金品の受入れ、配布その他救援物資等生活必需品の調達配布の協力に関する事。 3 他対策部への応援協力に関する事。 4 金融機関の調査（被害・業務状況等の確認）に関する事。 5 現金等の保管場所の確保に関する事。
環境市民対策部 部長：環境 市民部長	市民対策班	市 民 課	1 部内の庶務並びに連絡調整に関する事。 2 出張所との連絡調整に関する事。 3 被災者名簿の作成に関する事。 4 埋火葬の許可に関する事。
	生活安全班	生活安全課	1 災害に対する住民からの問い合わせ、要望、苦情等の対応に関する事。 2 相談窓口の設置に関する事。

			3 被災地における防犯に関すること。 4 災害時の交通安全対策に関すること。 5 飲料水対策に関すること。
地域づくり 推進班	地域づくり 推進課		1 管轄組織等との連絡調整に関すること。 2 関係施設等の被害状況の取りまとめ、並びに応急復旧対策、市本部への報告に関すること。 3 避難所の開設及び運営に関すること。
人権推進班	人権推進課		1 人権推進施設の被害状況の取りまとめ、並びに応急復旧対策、市本部への報告に関すること。 2 その他人権推進対策に関すること。 3 部内他班への応援協力に関すること。
環境政策班	環境政策課		1 環境対策全般に関すること。 2 関係施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関すること。 3 飲料水汚染対策に関すること。 4 遺体の処置及び埋火葬に関すること。 5 産業公害、その他の環境対策に関すること。 6 災害応急活動の応援に関すること。 7 避難所の開設・運営に関すること。
清 掃 班	環境事業課 深 山 浄 苑		1 ごみ、し尿、がれき等の収集、処理、清掃に関すること。 2 周南地区衛生施設組合、周南東部環境施設組合との連絡に関すること。 3 廃棄物関係施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関すること。 4 し尿の処理に関すること。 5 し尿施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関すること。 6 関係業者等との連絡調整に関すること。 7 仮置場の確保並びに管理に関すること。
福祉対策部 部長：福祉 保健部長	福祉救助班	福祉総務課 高齢者支援課 介護老人保健施設清算室	1 部内の庶務並びに連絡調整に関すること。 2 総合福祉センター、社会福祉施設の被害状況の取りまとめ、並びに応急復旧対策、市本部への報告に関すること。 3 避難行動要支援者の被害状況の調査、安否確認、支援対策に関すること。 4 日常生活用具、補装具等の調達に関すること。 5 避難行動要支援者の入所施設確保、搬送等に関すること。 6 所管の社会福祉施設との連絡調整に関すること。 7 障害者団体への応援協力に関すること。 8 ボランティアの受付、活動支援に関すること。 9 市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 10 避難所の開設及び運営に関すること。 11 災害応急活動の応援に関すること。 12 福祉避難所の調整に関すること。 13 福祉関係の相談に関すること。

			14 災害救助に関する計画の総括及び活用に関すること。 15 日赤山口県支部等救助に関する防災関係機関との連絡調整に関すること。 16 災害救助法の適用申請に関すること。 17 罹災証明書（火災を除く。）の発行に関すること。 18 被災者の移送、収容保護に関すること。 19 災害救助物資、義援金品、見舞金等の受入れ及び配布その他救援物資等生活必需品の調達・配布に関すること。 20 災害弔慰金、見舞金の支給に関すること。 21 その他被災者の生活支援に基づくこと。 22 部内他班への応援協力に関すること。
	子ども家庭班	こども政策課	1 保育園・幼稚園児の安全対策に関すること。 2 保育園・幼稚園の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 避難所の開設及び運営に関すること。 4 その他こどもの家庭に関すること。 5 部内他班への応援協力に関すること。
		こども家庭課	1 こどもの家庭に関すること。 2 部内他班への応援協力に関すること。
	衛生班	健康増進課	1 病院局対策部との連絡調整に関すること。 2 医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。 3 医師会への医療救護班の派遣要請に関すること。 4 感染症対策に関すること。 5 避難者等の健康管理に関すること。 6 被災地における食品衛生及び生活衛生に関すること。 7 防疫の実施に関すること。 8 診療所等関係施設、設備の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 9 医療救護所の開設及び運営に関すること。 10 医療品、医療資機材の確保に関すること。 11 部内他班の応援協力に関すること。
産業対策部 部長：経済 部長	農林水産班	農林水産課	1 部内の庶務並びに連絡調整に関すること。 2 防災パトロール及び危険箇所の観測に関すること。 3 農地、農業用施設、畜産関係の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 4 農業関係団体との連絡調整に関すること。 5 農道、ため池等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。 6 農道、ため池等の二次災害の防止に関すること。 7 防災用主食及び副食の確保に関すること。 8 農業者への防災指導及び防疫に関すること。 9 種子、種苗の供給に関すること。 10 家畜の管理、飼料の需給に関すること。

			11 災害金融対策に関すること。 12 雨量、潮位等の情報の整理、現場状況の確認・観測及びこれに伴う状況判断資料等の作成に関すること。 13 避難所の開設に関すること。 14 部内他班の応援協力に関すること。 15 里の厨の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 16 農村施設（農村婦人の家、周防多目的集会所等）の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 17 水産関係施設等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。 18 水産関係施設等の二次災害の防止に関すること。 19 船舶の確保に関すること。 20 水産関係団体との連絡調整に関すること。 21 治山、市有林、林道、山林関係等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。 22 治山、市有林、林道、山林関係等の二次災害の防止に関すること。 23 林業関係団体との連絡調整に関すること。
	商 工 班	商工振興課	1 商工業施設関係の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 緊急食料及び生活必需品の調達に関すること。 3 売り惜しみ等対策に関すること。 4 商工業者に対する経営指導及び金融対策に関すること。 5 その他応急商工業対策に関すること。 6 避難所の開設及び運営に関すること。
	観 光 班	観光・シティプロモーション推進課	1 観光施設関係の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 滞留旅客対策に関すること。 3 観光協会等との連絡調整に関すること。 4 避難所の開設及び運営に関すること。
土木建設対策部 部長：建設部長	土木庶務班	監 理 課 道路河川課	1 水防に関すること。 2 部内の庶務並びに連絡調整に関すること。 3 建設業者並びに関係機関への協力要請に関すること。 4 災害対策用備蓄器具、資材の整備・確保に関すること。
	土 木 班	監 理 課 道路河川課	1 防災パトロール及び危険箇所の観測に関すること。 2 道路、河川、橋梁の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。 3 道路、河川、橋梁の二次災害の防止に関すること。 4 国土交通大臣所管の海岸及び港湾の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。 5 国土交通大臣所管の海岸及び港湾の二次災害の防止に関すること。 6 道路啓開に関すること。

			7 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。 8 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の二次災害の防止に関すること。 9 緊急輸送道路の確保に関すること。 10 障害物の除去に関すること。 11 雨量、水位、潮位の情報の整理、現場状況の確認・観測及びこれに伴う状況判断資料等の作成に関すること。 12 雪害対策に関すること。 13 被災宅地の応急危険度判定に関すること。 14 部内他班の応援協力に関すること。
	建築住宅班	建築住宅課	1 公営住宅、その他公共建物の警戒、被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関すること。 2 被災者への公営住宅の提供及び必要な措置、賃貸住宅の居室の借上げ等に関すること。 3 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理に関すること。 4 応急仮設住宅の供与対象者及び入居予定者の選定に関すること。 5 被災住宅の応急危険度判定に関すること。 6 部内他班の応援協力に関すること。
都市政策対策部	都市政策班	都市政策課	1 都市公園等都市計画施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること。 2 被災宅地の応急危険度判定に関すること。 3 災害復興都市計画の策定に関すること。 4 部内他班の応援協力に関すること。
部長：都市政策部長	公共交通政策班	公共交通政策課	1 公共交通の施設及び車両等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 公共交通の運行調査に関すること。 3 公共交通事業者との連絡調整に関すること。 4 その他応急公共交通対策に関すること。
	下水道班	下水道課	1 下水道施設の警戒、被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 2 周南浄化センター、周南流域下水道関係市町との連絡調整等に関すること。 3 建設業者及び一般廃棄物処理業者等への協力要請に関すること。 4 部内他班の応援協力に関すること。
教育対策部	教育総務班	教育総務課	1 部内の庶務及び連絡調整に関すること。 2 児童生徒、施設利用者等の被災状況、教育施設の被害状況の取りまとめ、市本部への報告に関すること。 3 県教育委員会との連絡、報告等に関すること。 4 避難所の開設及び運営に関すること。 5 仮教室の設置に関すること。
部長：教育長			

			6 教育委員会及び小中学校の管理に関すること。
	学校教育班	学校教育課 人権教育課 部活動改革 推 進 室	1 児童生徒の安全確保、避難対策に関すること。 2 避難所の開設及び運営に関すること。 3 応急教育に関すること。 4 被災児童生徒への教科書、学用品等の給与に関すること。 5 被災児童生徒への医療、防疫及び給食等に関すること。
	社会教育班	文化・社会 教育課	1 施設利用者の安全確保対策に関すること。 2 社会教育施設等の被害調査、応急復旧対策に関すること。 3 避難所の開設及び運営に関すること。 4 文化財の被害状況の調査、応急復旧対策に関すること。
	スポーツ推 進班	スポーツ推 進課	1 施設利用者の安全確保対策に関すること。 2 施設利用者等の被災状況、社会体育施設の被害状況の調査、応急復旧対策、市本部への報告に関すること。 3 避難所の開設及び運営に関すること。
	図書館班	図 書 館	1 施設利用者の安全確保対策に関すること。 2 施設利用者等の被災状況、図書館及び分館の被害状況の調査、応急復旧対策、市本部への報告に関すること。
	学校給食班	学校給食 セ ン タ ー	1 施設・設備等の被害調査、応急復旧対策及び衛生管理に関すること。 2 給食の供給に関すること。
水道対策部 部長：水道 局長	水道庶務班	業 務 課	1 部内の庶務及び連絡調整に関すること。 2 上水道施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧計画に関すること。 3 水道関係の広報に関すること。 4 他水道事業者及び他関係機関への応援協力に関すること。 5 上水道施設の給水応急復旧計画の作成に関すること。 6 総務対策部及び市民対策部との連絡調整に関すること。 7 部内他班の応援協力に関すること。
	工 務 班	工 務 課	1 管路、配水施設の被害調査、応急復旧対策に関すること。 2 管路、配水施設の応急復旧計画に関すること。 3 光市管工事協同組合への応援要請に関すること。 4 応急給水計画の実施に関すること。 5 応急給水の実施に関すること。
	浄 水 班	浄 水 課	1 取水、導水、浄水、送水施設の被害調査、応急復旧対策に関すること。 2 取水、導水、浄水、送水施設の応急復旧計画に関すること。 3 水質検査に関すること。 4 その他浄水場の運営管理に関すること。
病院局対策 部 部長：管理 部長	病院局管理 班	経営企画課	1 入院患者、外来患者等の被災状況の取りまとめ、市本部への報告に関すること。 2 病院施設の被害調査、応急対策に関すること。 3 医師会、他の医療機関との連絡に関すること。
	診 療 班	光総合病院	1 入院患者、外来患者等の安全確保対策に関すること。

		大和総合病院	2 応急医療、助産に関する事。 3 医療救護班の編成に関する事。 4 医薬品、衛生材料等の確保に関する事。 5 遺体の処理に関する事。 6 避難所、応急仮設住宅への巡回医療に関する事。 7 入院患者、外来患者等の心のケアに関する事。
消防水防対策部 部長：消防担当部長	消防水防班	消 防 団	1 消防活動に関する事。 2 水防活動に関する事。 3 住民への避難指示等の伝達に関する事。 4 避難誘導に関する事。 5 救出活動に関する事。 6 行方不明者の捜索に関する事。 7 その他本部長が指示する災害応急措置に関する事。
応援協力部 部長：議会事務局長	応援協力班	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監 査 委 員 事 務 局 農業委員会事務局	1 各事務局の災害応急対策に関する事。 2 他対策部への応援協力に関する事。

○市内要配慮者利用施設（浸水想定区域）一覧

＜島田川洪水＞

番号	施設種類	施設名	住所	電話	F A X	その他
1	医療施設	光武医院	大字小周防1633番地1	77-3800	77-3834	停電時は 広報等で 直接伝達
2	障害者福祉施設	サルビアの家ひかり	大字小周防1656番地8	48-9300	76-0551	
3	介護保険施設	デイサービスセンターきらら光	大字小周防1656番地8	76-0550	76-0551	
4	介護保健施設	地域密着型デイサービスセンターきらら光	大字小周防1656番地8	76-0550	76-0551	
5	介護保健施設	地域密着型デイサービスきらら3号館	大字小周防1658番地1	76-0550	76-0551	
6	高齢者施設	シェアホームきらら	大字小周防1658番地1	76-0550	76-0551	
7	介護保険施設	デイサービスセンターきくや	大字立野1403番地1	77-0185	77-0189	
8	高齢者施設	ケアホームきくや	大字立野1403番地1	77-0185	77-0189	
9	児童福祉施設	やよい幼稚園	三井五丁目9番2号	77-2690	77-2690	
10	医療施設	河村循環器神経内科	三井六丁目18番1号	77-0606	77-1606	
11	介護保険施設	グループホームよりさんせ	三井六丁目18番1号	77-0381	77-0382	
12	介護保険施設	デイサービスセンターリバーサイド	三井六丁目18番1号	76-0161	76-0171	
13	高齢者施設	住宅型有料老人ホームひだまりの家	三井八丁目6番14号	76-0182	76-0183	
14	医療施設	よしはら歯科クリニック	上島田三丁目10番15号	76-0820	77-4040	
15	医療施設	多田クリニック	島田一丁目1番21号	74-2960	71-7107	
16	医療施設	しまた歯科医院	島田一丁目2番17号	72-5545	72-6880	
17	医療施設	くもい歯科医院	島田一丁目11番25号	72-8001		
18	医療施設	吉村医院	島田二丁目4番33号	71-0111	48-8721	
19	介護保険施設	ケアシステムオレンジサークル	島田二丁目17番10号	44-9890	44-9890	

20	医 療 施 設	耳鼻咽喉科前田医院	島田二丁目18番3号	71-0271	71-4918
21	介護保険施設	アリヴィオげんきむら	島田二丁目20番20号	71-3045	71-3047
22	介護保険施設	ケアシステム オレンジ	島田二丁目22番16号	72-1212	72-0789
23	医 療 施 設	光中央病院	島田二丁目22番16号	72-0676	72-0789
24	医 療 施 設	周南ホームケアクリニック	島田二丁目23番8号 原田ビル 1階	48-8878	45-8838
25	医 療 施 設	大田病院	島田五丁目3番1号	77-0621	77-3322
26	介護保険施設	介護老人保健施設しまた 川苑	島田五丁目3番2号	77-3000	77-3001
27	児童福祉施設	浅江東保育園	大字浅江302番地1	72-1448	72-1478
28	医 療 施 設	河内山医院	大字浅江1340番地1	71-1040	71-6030
29	介護保険施設	グループホームアクア	木園一丁目4番5号	48-8321	48-8322
30	医 療 施 設	ふなつ眼科光分院	木園一丁目5番22号	74-1288	74-1289
31	医 療 施 設	ひかり皮フ科クリニック	木園一丁目8番3号	74-1112	74-1116
32	児童福祉施設	東光保育園	木園一丁目11番2号	71-1449	71-3444
33	介護保険施設	ニチイケアセンター光	木園一丁目5番32号	74-2888	74-2891
34	医 療 施 設	中川歯科医院	宮ノ下町11番6号	72-8049	72-8049
35	医 療 施 設	やまて小児科・アレルギー 科	浅江一丁目10番12号	72-5041	72-5046
36	医 療 施 設	守友医院	浅江一丁目17番20号	71-2010	72-4630
37	医 療 施 設	光内科消化器科	浅江二丁目12番3号	72-0010	72-7540
38	医 療 施 設	しみず医院	浅江三丁目9番5号	71-4187	71-4287
39	医 療 施 設	クリニック高橋眼科	浅江三丁目17番1号101 号	72-1010	72-1010
40	医 療 施 設	諏訪歯科医院	浅江三丁目20番1号	72-5755	72-6116
41	医 療 施 設	あさえ歯科クリニック	浅江四丁目1番19号	48-8241	48-8242
42	医 療 施 設	くにもと歯科	虹ヶ浜一丁目5番37号	48-8750	48-8752

43	介護保険施設	特別養護老人ホーム光富士白苑	虹ヶ浜二丁目5番7号	71-3090	71-3196	
44	介護保険施設	光富士白苑デイサービスセンター	虹ヶ浜二丁目5番12号	71-1788	71-1811	
45	高齢者施設	ヴィラ虹ヶ浜	虹ヶ浜二丁目5番12号	72-6017	71-1811	
46	児童福祉施設	梅田病院 (院内託児所、病児保育)	虹ヶ浜三丁目6番1号	71-0084	71-0818	
47	医療施設	梅田病院 (有床医療施設)	虹ヶ浜三丁目6番1号	71-0084	71-0818	

○市内要配慮者利用施設（高潮浸水想定区域）一覧

＜高潮＞

番号	施設種類	施 設 名	住所	電話	F A X	その他
1	医療施設	多田クリニック	島田一丁目1番21号	74-2960	71-7107	停 電 時 は 広 報 車 等 で 直 接 伝 達 停 電 時 は 広 報 車 等 で 直 接 伝 達
2	医療施設	しまた歯科医院	島田一丁目2番17号	72-5545	72-6880	
3	医療施設	くもい歯科医院	島田一丁目11番25号	72-8001	-	
4	医療施設	吉村医院	島田二丁目4番33号	71-0111	48-8721	
5	介護保険施設	ケアシステムオレンジサークル	島田二丁目17番10号	44-9890	44-9890	
6	医療施設	耳鼻咽喉科 前田医院	島田二丁目18番3号	71-0271	71-4918	
7	介護保険施設	アリヴィオげんきむら	島田二丁目20番20号	71-3045	71-3047	
8	医療施設	光中央病院	島田二丁目22番16号	72-0676	72-0789	
9	介護保険施設	ケアシステムオレンジ	島田二丁目22番16号	72-1212	72-0789	
10	医療施設	周南ホームケアクリニック	島田二丁目23番8号 原田ビル1階	48-8878	48-8838	
11	医療施設	やまて小児科・アレルギー科	浅江一丁目10番12号	72-5041	72-5046	
12	障害者支援施設	西日本ケアサービス光	浅江一丁目15番3号	72-0708	48-9599	
13	医療施設	守友医院	浅江一丁目17番20号	71-2010	72-4630	
14	医療施設	光内科消化器科	浅江二丁目12番3号	72-0010	72-7540	
15	医療施設	耳鼻咽喉科 しみず医院	浅江三丁目9番5号	71-4187	71-4287	
16	医療施設	クリニック高橋眼科	浅江三丁目17番1-101号	72-1010	72-1010	
17	医療施設	虹ヶ浜皮膚科クリニック	浅江三丁目17番18号	72-2720	72-2721	
18	医療施設	諏訪歯科医院	浅江三丁目20番1号	72-5755	72-6116	
19	医療施設	儀本歯科医院	浅江三丁目25番9号	72-4200	72-6644	

20	医療施設	あさえ歯科クリニック	浅江四丁目1番19号	48-8241	48-8242
21	児童福祉施設	浅江南保育園	浅江七丁目4番23号	72-1449	72-1495
22	児童福祉施設	浅江東保育園	大字浅江302番地1	72-1448	72-1478
23	医療施設	河内山医院	大字浅江 1340 番地 1	71-1040	71-6030
24	医療施設	虹ヶ浜整形外科クリニック	虹ヶ浜一丁目9番11号	44-7024	44-7025
25	医療施設	くにもと歯科	虹ヶ浜一丁目5番37号	48-8750	48-8752
26	介護保険施設	特別養護老人ホーム光富士白苑	虹ヶ浜二丁目5番7号	71-3090	71-3196
27	介護保険施設	光富士白苑デイサービスセンター	虹ヶ浜二丁目5番12号	71-1788	71-1811
28	高齢者施設	ヴィラ虹ヶ浜	虹ヶ浜二丁目5番12号	72-6017	71-1811
29	障害者支援施設	エーアンドエム	虹ヶ浜三丁目2番18号	71-6337	44-7037
30	医療施設	梅田病院	虹ヶ浜三丁目6番1号	71-0084	71-0818
31	児童福祉施設	梅田病院(院内託児所、病児保育)	虹ヶ浜三丁目6番1号	71-0084	71-0818
32	医療施設	あきよし心療内科クリニック	虹ヶ浜三丁目16番30号	74-1177	74-1166
33	医療施設	中川歯科医院	宮ノ下町11番6号	72-8049	72-8049
34	介護保険施設	グループホームアクア	木園一丁目4番5号	48-8321	48-8322
35	医療施設	ふなつ眼科光分院	木園一丁目5番22号	74-1288	74-1289
36	介護保険施設	ニチイケアセンター光	木園一丁目5番32号	74-2888	74-2891
37	医療施設	ひかり皮フ科クリニック	木園一丁目8番3号	74-1112	74-1116
38	児童福祉施設	東光保育園	木園一丁目11番2号	71-1449	71-3444
39	障害者支援施設	光市身体障害者デイサービスセンター	光井二丁目2番1号	74-3050	74-3076
40	医療施設	光市休日診療所	光井二丁目2番1号	74-1399	74-3077

41	医療施設	広田医院	中央二丁目15番1号	71-0225	71-0225	
42	児童福祉施設	野原保育園	中央三丁目5番12号	71-1085	71-1222	
43	介護保険施設	さくらデイサービス光	中央三丁目7番18号	71-0787	71-0778	
44	医療施設	友愛歯科医院	室積四丁目1番1号	79-0517	79-0517	
45	児童福祉施設	室積保育園	室積五丁目13番27号	78-0047	78-0047	
46	児童福祉施設	室積サンホーム	室積六丁目4番1号	79-0911	79-0911	
47	障害者支援施設 介護保険施設	福祉メイキングスタジオ みべ	室積六丁目13番28号	48-8232	48-8249	
48	介護保険施設	デイサービス美ら海	室積八丁目3番1号	79-3322	79-3333	
49	医療施設	松田歯科クリニック	室積松原4番3号	79-2533	79-2533	
50	医療施設	平岡医院	室積松原4番7号	79-1500	79-0079	
51	高齢者施設	養護老人ホーム海光苑	室積七丁目18番20号	48-5665	48-5666	
52	学校施設	マリア幼稚園	室積松原21番37号	78-0658	78-2995	
53	介護保険施設	光市牛島憩いの家デ ィサービスセンター	大字牛島708番地4	74-3020 (光市社会 福祉協議 会)	74-3073 (光市社会 福祉協議 会)	
54	医療施設	光市牛島診療所	大字牛島762番地1	79-3197	-	

○市内危険ため池一覧

整理 番号	ため池名	所 在 地	所 管 農 林 事務所	管 理 者 (代表者名)	ため池規模			受益 面積 (ha)	予想され る 危 険	対策水 防工法	保全対象区域の現況				避難場所		老 状 況
					堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)				人口	戸数	公 共 施設数	冠水 面積 (ha)	第一 場所	第二 場所	
1	宮ノ尾 1号	大字島田	周南	共同 (吉原則行)	10.3	92.0	23,100	0.5	堤体決壊	積土の う又は 切開	150	50	1	14.0	島田 コミュニ ティ センター	地域づ くり支 援セン ター	b b c
2	畑村	大字三井	周南	共同 (藤井道子)	4.3	49.0	3,600	2.8	堤体決壊	積土の う又は 切開	0	0	0	1.0	三井 小学校 体育館	やよい 幼稚園	b b b
3	山代	大字三井	周南	共同 (松本健司)	3.4	85.0	3,600	0.3	堤体決壊	積土の う又は 切開	3	1	0	4.8	三井 小学校 体育館	やよい 幼稚園	b b b

備考 「老朽状況」欄中、左（a～c）：堤体の老朽化及び断面不足、中（a～c）：取水施設の老朽化、右（a～c）：余水吐の老朽化及び断面不足

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合は、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 2 限度額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃金住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様

炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人 1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。
		区 分		6人以上1人増すごとに加算
		全壊夏		8,000
		全焼冬		11,600
		半壊夏		2,700
		半焼冬		3,700
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上

助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊産等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 706,000円以内	災害発生の日から3カ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策第2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6カ月以	

学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失し、又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,800円 中学校生徒 1人当たり 5,100円 高等学校等生徒 1人当たり 5,600円	災害発生の日から （教科書） 1カ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1人当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,500円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	

輸送費及び 賃金職員等 雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の 実費	救助の実 施が認めら れる期間以 内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第 14条第1号から第4号 までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規 定により救助に関する業務に 従事させた都道府県知事等 (法第3条に規定する都道府 県知事等をいう。)の総括する 都道府県等(法第17条第1号に 規定する都道府県等をいう。) の常勤の職員で当該業務に従 事した者に相当するものの給 与を考慮して定める。	救助の実 施が認めら れる期間以 内	時間外勤務手当及び旅費は別 途に定める額

救助の事務 を行うのに 必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、 燃料費、食糧費、印 刷製本費、光熱水費、 修繕費） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費 用は、法第21条に定める国庫 負担を行う年度（以下「国庫 負担対象年度」という。）にお ける各災害に係る左記1から7 までに掲げる費用について、 地方自治法施行令第143号に 定める会計年度所属区分によ り当該年度の歳出に区分され る額を合算し、各災害の当該 合算した額の合計額が、国庫 負担対象年度に支出した救助 事務費以外の費用の額の合算 額に、次のイからトまでに掲 げる区分に応じ、それぞれイ からトまでに定める割合を乗 じて得た額の合計額以内とす ること。 イ 3千万円以下の部分 の 金額については100 分の10 ロ 3千万円を超え6千万 円 以下の部分の金額に ついて は100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下 の部分の金額については10 0分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の 部分の金額については100 分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の 部分の金額については100 分6 ヘ 3億円を超え5億円以下の 部分の金額については100 分の5 ト 5億円を超える部分の金 額については100分4	救助の実 施が認めら れる期間及 び災害救助 費の清算す る事務を行 う期間以内	災害救助費の清算事務を行う のに要した経費も含む。
-------------------------	---	--	--	------------------------------